

## 第三十号議案

### 仙台市市庁舎整備基金条例

#### 仙台市市庁舎整備基金条例

##### (設置)

第一条 市庁舎の整備を図るため、市庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。  
(積立て)

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

##### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え、又は特別会計に貸し付けて運用することができる。

##### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、仙台市一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。

##### (処分)

第五条 基金は、市庁舎の整備に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

##### (委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

#### 理 由

市庁舎の整備を図ることを目的として市庁舎整備基金を設置するため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十一号議案

### 仙台市奨学金返還支援基金条例

#### 仙台市奨学金返還支援基金条例

##### (設置)

第一条 本市の産業を担う人材を確保し、及びその人材の本市への定着を促進することを目的として行う大学生等に係る奨学金の返還を支援する事業に要する経費に充てるため、奨学金返還支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

##### (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、次に掲げるとおりとする。

- 一 基金への積立てを指定された寄附金の額
- 二 前号に掲げるもののほか、毎年度予算で定める額の範囲内の額

##### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他現実かつ有利な方法により保管しなければならぬ。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、現実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 市長は、財政上必要があると認めるときは、現実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替え、又は特別会計に貸し付けて運用することができる。

##### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、仙台市一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入する。

##### (処分)

第五条 基金は、第一条の事業に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

##### (委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

#### 理 由

本市の産業を担う人材を確保し、及びその人材の本市への定着を促進することを目的として行う大学生等に係る奨学金の返還を支援する事業に要する経費に充てることを目的として奨学金返還支援基金を設置するため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十二号議案

### 各種使用料、手数料等の改定に関する条例

各種使用料、手数料等の改定に関する条例

(仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

第一条 仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例(平成二十七年仙台市条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表事務用ブースの項中「七、一〇〇円」を「七、二〇〇円」に改め、別表第一の二の表研修室(床面積が五十平方メートル以上のものに限る。)の項中「八一〇円」を「八二〇円」に改める。

別表第二市民活動シアターの項中「二〇、〇〇〇円」を「二〇、三〇〇円」に改める。

(仙台市男女共同参画推進センター条例の一部改正)

第二条 仙台市男女共同参画推進センター条例(昭和六十一年仙台市条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表一(一)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(一) ギャラリーホール、控室、ギャラリーホール準備室、スタジオホール及び楽屋の使用料

使用区分	使用時間		
	午 前	午 後	夜 間
ギャラリーホール	(午前九時～午前十二時)	(午後一時～午後四時三十分)	(午後五時三十分～午後九時三十分)
控室	一三、四〇〇円	一六、三〇〇円	一九、六〇〇円
ギャラリーホール準備室	二六〇円	四五〇円	五二〇円
スタジオホール	九二〇円	一、一〇〇円	一、三〇〇円
楽屋一	一一、〇〇〇円	一四、四〇〇円	一七、三〇〇円
楽屋二	五二〇円	六九〇円	七九〇円

別表一(二)の表セミナー室の項中「五四〇円」を「五五〇円」に改め、同表創作アトリエの項中「八〇〇円」を「八一〇円」に改め、別表二の表研修室の項中「九〇〇円」を「九一〇円」に改める。

(仙台市民会館条例の一部改正)

第三条 仙台市民会館条例(昭和四十八年仙台市条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表一の表中備考以外の部分を次のように改める。

一 大ホール、小ホール、楽屋、主催者準備室、リハーサル室、特別応接室及び応接室の使用料

		大ホール												使用区分			
入場料を徴収しない場合		三、〇〇〇円を超え入場料を徴収する場合			〇〇円以下の場合			五〇〇円を超え入場料を徴収する場合			五〇〇円以下の場合			入場料を徴収しない場合			使用時間
平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日		
八、六〇〇円	六、六〇〇円	一一一、二〇〇円	九一、六〇〇円	一〇〇、七〇〇円	七七、五〇〇円	八五、五〇〇円	七〇、五〇〇円	五九、六〇〇円	四五、七〇〇円	四〇、二〇〇円	二九、一〇〇円	午前 (午前九時～正午)					
一二、六〇〇円	九、七〇〇円	一五四、九〇〇円	一二七、八〇〇円	一四六、九〇〇円	一一三、〇〇〇円	一一九、一〇〇円	九八、三〇〇円	八三、四〇〇円	六七、八〇〇円	五八、七〇〇円	四五、二〇〇円	午後 (午後一時～午後四時三十分)					
一七、四〇〇円	一三、三〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一四六、九〇〇円	一七〇、八〇〇円	一二九、九〇〇円	一四六、九〇〇円	一二二、三〇〇円	九八、五〇〇円	八四、七〇〇円	八〇、五〇〇円	六一、九〇〇円	夜間 (午後五時三十分～午後九時三十分)					

	小ホール			
	五〇〇円 以下の入 場料を徴 収する場 合	一、〇〇 円以下 の入場料 を徴収す る場合	一、〇〇 円を超え る場合	五〇〇円 を超え る場合
	平日	土曜日・ 日曜日・ 休日	平日	土曜日・ 日曜日・ 休日
第一楽屋	九七〇円	九七〇円	七九〇円	七九〇円
第二楽屋	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	七九〇円	七九〇円
第三楽屋	六九〇円	六一〇円	五一〇円	五一〇円
第四楽屋	九七〇円	八五〇円	六六〇円	六六〇円
第五楽屋	一、五〇〇円	一、三〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
第六楽屋	一、五〇〇円	一、三〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
主催者準備室	二、七〇〇円	二、四〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円
リハーサル室	二、三〇〇円	二、〇〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円
特別応接室	六、九〇〇円	六、一〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円
応接室	四、一〇〇円	三、六〇〇円	一、八〇〇円	一、八〇〇円
	二〇、〇〇〇円	一四、六〇〇円	九、九〇〇円	九、九〇〇円
	二九、四〇〇円	二四、五〇〇円	一七、二〇〇円	一七、二〇〇円
	三五、五〇〇円	二九、四〇〇円	二〇、七〇〇円	二〇、七〇〇円
	四〇、四〇〇円	三三、一〇〇円	二九、四〇〇円	二九、四〇〇円
	五〇、三〇〇円	四一、七〇〇円	二九、四〇〇円	二九、四〇〇円

別表一の表中

九二〇円
七八〇円
七八〇円
七八〇円
七八〇円
七八〇円
七八〇円
七八〇円
七八〇円
七八〇円

を

九三〇円
七九〇円
七九〇円
七九〇円
七九〇円
七九〇円
七九〇円
七九〇円
七九〇円
七九〇円

に改める。

七八〇円
七八〇円
八九〇円
八九〇円
七八〇円

七九〇円
七九〇円
九〇〇円
九〇〇円
七九〇円

(仙台市戦災復興記念館条例の一部改正)

第四条 仙台市戦災復興記念館条例(昭和五十六年仙台市条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表二の表中備考以外の部分を次のように改める。

二 記念ホール及び楽屋の使用料

第一楽屋	記念ホール						使用区分	使用時間
	入場料を徴収しない場合	五〇〇円以下の入場料を徴収する場合	五〇〇円を超える場合	一、〇〇〇円以下の場合	一、〇〇〇円を超える場合	その他		
	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日		
六二〇円	六、一〇〇円	八、〇〇〇円	九、二〇〇円	一二、〇〇〇円	一五、八〇〇円	一八、九〇〇円	午前 (午前九時～正午)	
七三〇円	八、九〇〇円	一一、七〇〇円	一三、五〇〇円	一七、四〇〇円	二二、一〇〇円	二六、九〇〇円	午後 (午後一時～午後四時三十分)	
八三〇円	一一、三〇〇円	一六、〇〇〇円	一八、五〇〇円	二二、三〇〇円	二六、九〇〇円	三三、一〇〇円	夜間 (午後五時三十分～午後九時三十分)	

第二楽屋	五一〇円	六一〇円	六九〇円
第三楽屋	三九〇円	四八〇円	五五〇円

別表三の表中

八五〇円
八五〇円
八五〇円
六八〇円
六八〇円
七八〇円
六八〇円
一、二〇〇円
一、七〇〇円
六八〇円
六一〇円
六一〇円

を

八六〇円
八六〇円
六九〇円
七九〇円
六九〇円
一、二〇〇円
一、七〇〇円
六九〇円
六二〇円
六二〇円
六二〇円

に改める。

(仙台市青年文化センター条例の一部改正)

第五条 仙台市青年文化センター条例(平成元年仙台市条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表一イの表中備考以外の部分を次のように改める。

イ コンサートホール及びシアターホール

使用区分	使用時間		
	午前 (午前九時～正午)	午後 (午後一時～午後五時)	夜間 (午後六時～午後十時)
入場料を徴収しない場合	平日 一四、八〇〇円	平日 二四、八〇〇円	平日 二九、八〇〇円
土曜日・日曜日・休日	二一、七〇〇円	三二、三〇〇円	三八、八〇〇円
五〇〇円以下の入場料を徴収する場合	平日 二五、一〇〇円	平日 三七、三〇〇円	平日 四四、八〇〇円
土曜日・日曜日・休日	二九、九〇〇円	四八、五〇〇円	五八、二〇〇円
五〇〇円を超えない、一〇〇〇円以下	平日 三二、八〇〇円	平日 五〇、三〇〇円	平日 五九、七〇〇円
土曜日・日曜日・休日	三八、八〇〇円	六四、七〇〇円	七七、七〇〇円
コンサートの入場料を徴収す	三、八〇〇円	六、四〇〇円	七、七〇〇円
トホール	三、八〇〇円	六、四〇〇円	七、七〇〇円

シアター ホール																									
一、〇〇〇円を超え		〇円を超え		え三、〇〇〇円以下		〇円以下		一、〇〇〇円を超え		五〇〇円以下		五〇〇円以下		入場料を徴収しない場合		三、〇〇〇円を超え		〇円を超え		え三、〇〇〇円以下		一、〇〇〇円を超え		〇円を超え	
平日		土曜日・日曜日・休日		平日		土曜日・日曜日・休日		平日		土曜日・日曜日・休日		平日		土曜日・日曜日・休日		平日		土曜日・日曜日・休日		平日		土曜日・日曜日・休日		平日	
三五、七〇〇円		二八、五〇〇円		二八、五〇〇円		二二、〇〇〇円		一八、四〇〇円		一五、九〇〇円		一一、〇〇〇円		五九、一〇〇円		四六、八〇〇円		四八、五〇〇円		三八、八〇〇円					
五九、五〇〇円		四六、〇〇〇円		四七、六〇〇円		三五、七〇〇円		二七、五〇〇円		二三、八〇〇円		一八、三〇〇円		九七、一〇〇円		七五、五〇〇円		八〇、九〇〇円		六二、六〇〇円					
七一、五〇〇円		五五、〇〇〇円		五七、一〇〇円		四四、〇〇〇円		三三、〇〇〇円		二八、五〇〇円		二二、〇〇〇円		一一六、六〇〇円		八九、七〇〇円		九七、一〇〇円		七四、七〇〇円					



三、〇〇〇円を超え入場料を徴収する場合	平日 土曜日・ 日曜日・ 休日	三四、五〇〇円 四五、五〇〇円	五五、六〇〇円 七一、五〇〇円	六六、〇〇〇円 八五、七〇〇円
---------------------	--------------------------	--------------------	--------------------	--------------------

別表一口の表中「七二〇円」を「七三〇円」に改め、別表一二の表交流ホールの項中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表中

六〇〇円 四八〇円 八四〇円 七二〇円 九六〇円	を	六一〇円 四八〇円 八五〇円 七三〇円 九七〇円	に、	七二〇円 七二〇円	を	七三〇円 七三〇円	に改める。
--------------------------------------	---	--------------------------------------	----	--------------	---	--------------	-------

(仙台市区文化センター条例の一部改正)

第六条 仙台市区文化センター条例(平成五年仙台市条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表一(一)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(一) ホール及び楽屋

使用区分		使用時間		
入場料を徴収しない場合	平日	午前 (午前九時～正午)	午後 (午後一時～午後五時)	夜間 (午後六時～午後九時三十分)
	土曜日・日曜日・休日	一八、四〇〇円	二七、三〇〇円	二八、八〇〇円
五〇〇円以下の入場料を徴収する場合	平日	二一、七〇〇円	三一、六〇〇円	三三、二〇〇円
	土曜日・日曜日・休日	二四、九〇〇円	四一、一〇〇円	四三、一〇〇円
五〇〇円を超え	平日	二七、一〇〇円	四二、三〇〇円	四四、三〇〇円
一、〇〇〇円以下	土曜日・日曜日・休日	三三、八〇〇円	五四、八〇〇円	五七、六〇〇円

ホール	の入場料を徴収する場合		の入り場料を徴収する場合	
	一、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以下	土曜日・日曜日・休日	三、〇〇〇円を超え〇円を超える場合	平日
	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日
第一楽屋	六二〇円	八二〇円	四〇、二〇〇円	六六、五〇〇円
第二楽屋	六二〇円	八二〇円	四一、三〇〇円	七二、〇〇〇円
第三楽屋	八八〇円	一、一〇〇円	五〇、一〇〇円	八六、四〇〇円
第四楽屋	八八〇円	一、一〇〇円	八二、二〇〇円	一、〇〇〇円

別表一(二)の表スタジオの項中「九三〇円」を「九四〇円」に改め、別表二(一)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(一) ホール及び楽屋

使用区分		使用時間		
入場料を徴収しない場合	以下の入場料を徴収する場合	午前		夜間
		午前九時～正午	午後一時～午後五時	午後六時～午後十時
平日	平日	一三、七〇〇円	二二、九〇〇円	二七、五〇〇円
土曜日・日曜日・休日	土曜日・日曜日・休日	二〇、〇〇〇円	二九、七〇〇円	三五、七〇〇円
五日以下	平日	二二、六〇〇円	三四、三〇〇円	四一、二〇〇円
五日以下	土曜日・日曜日・休日	二七、一〇〇円	四四、七〇〇円	五三、五〇〇円
五日以下	平日	二九、五〇〇円	四六、〇〇〇円	五五、〇〇〇円

ル  
ホー

プ 二 タイ										プ 一 タイ										
一、〇〇〇 る 場合	を 徴 収 す る 場 合	〇 円 以 下	一、〇〇〇 を 超 え	五〇〇円 を 超 え	合	場 料 を 徴 収 す る 場 合	以 下 の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	五〇〇円 以 下 の 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	〇 円 を 超 える 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	三、〇〇〇 〇 円 を 超 える 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	〇 円 を 超 え る 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	一、〇〇〇 〇 円 を 超 え る 入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	一、〇〇〇 〇 円 以 下	〇 円 以 下	〇 円 以 下	一、〇〇〇 を 超 え		
平日	休 日	土 曜 日 ・ 日 曜 日	土 曜 日 ・ 日 曜 日	平 日	休 日	土 曜 日 ・ 日 曜 日	土 曜 日 ・ 日 曜 日	平 日	休 日	土 曜 日 ・ 日 曜 日	平 日	土 曜 日 ・ 日 曜 日	土 曜 日 ・ 日 曜 日	平 日	土 曜 日 ・ 日 曜 日	土 曜 日 ・ 日 曜 日	土 曜 日 ・ 日 曜 日	土 曜 日 ・ 日 曜 日	土 曜 日 ・ 日 曜 日	
二六、二〇〇円		二六、四〇〇円		二一、八〇〇円		二〇、一〇〇円		一七、五〇〇円		一四、八〇〇円		一〇、一〇〇円		四三、六〇〇円		四四、九〇〇円		三五、四〇〇円		三五、七〇〇円
四二、八〇〇円		四四、一〇〇円		三四、一〇〇円		三三、一〇〇円		二五、四〇〇円		二二、〇〇〇円		一六、九〇〇円		六九、六〇〇円		七四、四〇〇円		五七、八〇〇円		五九、五〇〇円
五〇、九〇〇円		五二、九〇〇円		四〇、七〇〇円		三九、七〇〇円		三〇、五〇〇円		二六、四〇〇円		二〇、三〇〇円		八二、五〇〇円		八九、四〇〇円		六八、七〇〇円		七一、五〇〇円

楽屋一	楽屋二	楽屋三	楽屋四	〇円を超	え三、〇	〇〇円以	下の入場	料を徴収	する場合	三、〇〇	〇円を超	える入場	料を徴収	する場合
				土曜日・ 日曜日・ 休日	平日	土曜日・ 日曜日・ 休日	平日	土曜日・ 日曜日・ 休日	平日	土曜日・ 日曜日・ 休日	平日			
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六六〇円	一、三〇〇円	三三、三〇〇円	五五、二〇〇円	六六、二〇〇円	四〇、三〇〇円	六六、二〇〇円	七九、四〇〇円	三三、三〇〇円	五五、二〇〇円	六六、二〇〇円	六六、二〇〇円	六六、二〇〇円
一、三〇〇円	一、三〇〇円	九二〇円	一、八〇〇円	六六、二〇〇円	七九、四〇〇円	七九、四〇〇円	六六、二〇〇円	七九、四〇〇円	七九、四〇〇円	六六、二〇〇円	六六、二〇〇円	六六、二〇〇円	六六、二〇〇円	六六、二〇〇円
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六六〇円	一、三〇〇円	三三、三〇〇円	五五、二〇〇円	六六、二〇〇円	四〇、三〇〇円	六六、二〇〇円	七九、四〇〇円	三三、三〇〇円	五五、二〇〇円	六六、二〇〇円	六六、二〇〇円	六六、二〇〇円
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六六〇円	一、三〇〇円	三三、三〇〇円	五五、二〇〇円	六六、二〇〇円	四〇、三〇〇円	六六、二〇〇円	七九、四〇〇円	三三、三〇〇円	五五、二〇〇円	六六、二〇〇円	六六、二〇〇円	六六、二〇〇円

別表二(二)の表スタジオの項中「八〇〇円」を「八一〇円」に改め、別表三(一)の表中備考以外の部分を次のように改める。

(一) コンサートホール、シアターホール及び楽屋

使用区分	使用時間	入場料を徴収しない場合		五〇〇円以下の入場料を徴収する場合		五〇〇円を超え		〇円以下		コンサートの入場料
		平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	
使用区分	午前 (午前九時～正午)	七、六〇〇円	一一、二〇〇円	一三、二〇〇円	一五、二〇〇円	一六、五〇〇円	一九、九〇〇円	一九、九〇〇円	一九、九〇〇円	一九、九〇〇円
	午後 (午後一時～午後五時)	一一、七〇〇円	一六、六〇〇円	一九、一〇〇円	二四、九〇〇円	二五、六〇〇円	三三、二〇〇円	三三、二〇〇円	三三、二〇〇円	三三、二〇〇円
	夜間 (午後六時～午後十時)	一五、二〇〇円	一九、九〇〇円	二三、〇〇〇円	二九、九〇〇円	三〇、六〇〇円	三九、九〇〇円	三九、九〇〇円	三九、九〇〇円	三九、九〇〇円

シアター ホール										トホール																																							
一、〇〇〇 〇円を超 え三、〇 〇〇円以 下の入場 料を徴収					一、〇〇 〇円以下 の入場料 を徴収す る場合					五〇〇円 を超え 一、〇〇 〇円以下 の入場料 を徴収す る場合					五〇〇円 以下の入 場料を徴 収する場 合					入場料を 徴収しな い場合					三、〇〇 〇円を超 える入場 料を徴収 する場合					〇円を超 え三、〇 〇〇円以 下の入場 料を徴収 する場合					一、〇〇 〇円を超 え三、〇 〇〇円以 下の入場 料を徴収 する場合					を徴収す る場合									
平日					土曜日・ 日曜日・ 休日					平日					土曜日・ 日曜日・ 休日					平日					土曜日・ 日曜日・ 休日					平日					休日														
一五、八〇〇円					一二、六〇〇円					九、九〇〇円					七、九〇〇円					七、二〇〇円					五、五〇〇円					三〇、五〇〇円					二四、四〇〇円					二五、一〇〇円					一九、八〇〇円				
二六、四〇〇円					二一、一〇〇円					一六、九〇〇円					一三、二〇〇円					一二、〇〇〇円					九、二〇〇円					四九、九〇〇円					三九、一〇〇円					四一、五〇〇円					三二、二〇〇円				
三一、七〇〇円					二五、三〇〇円					二〇、一〇〇円					一五、八〇〇円					一四、四〇〇円					一一、一〇〇円					五九、八〇〇円					四六、〇〇〇円					四九、九〇〇円					三八、三〇〇円				

	第一楽屋		第二楽屋		第三楽屋		第四楽屋		第五楽屋		第六楽屋	
	する場 料を徴収 する場 合	土曜 日・ 日曜 日・ 休日	一、 〇〇〇 円	六六〇 円	一、 三〇〇 円	六六〇 円	九二〇 円	六六〇 円	九二〇 円	六六〇 円	九二〇 円	六六〇 円
三、〇〇〇円を超 える入場 料を徴収 する場合	平日	一六、七〇〇円	二七、九〇〇円	三三、五〇〇円	二一、六〇〇円	三六、二〇〇円	四三、四〇〇円	一六、七〇〇円	二一、六〇〇円	三六、二〇〇円	四三、四〇〇円	一六、七〇〇円

別表三(二)の表スタジオの項中「九一〇円」を「九二〇円」に改める。

(仙台市泉文化創造センター条例の一部改正)

第七条 仙台市泉文化創造センター条例(昭和六十三年仙台市条例第十七号)の一部を次のように改正する。

- 一 大ホール、小ホール及びホール附属施設の使用料

使用区分	使用時間			入場料を徴収しない場合	五〇〇円以下の入場料を徴収する場合	五〇〇円を超え、一、〇〇〇円以下	大ホールの入場料
	午前 (午前九時～正午)	午後 (午後一時～午後五時)	夜間 (午後六時～午後十時)				
入場料を徴収しない場合	三四、二〇〇円	五〇、八〇〇円	六一、〇〇〇円	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	六〇〇円以下
五〇〇円以下の入場料を徴収する場合	三九、五〇〇円	五八、六〇〇円	七〇、三〇〇円	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	一、〇〇〇円を超え
大ホール	二二、四〇〇円	三九、一〇〇円	四六、八〇〇円	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	五〇〇円
	午	五時	十時	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	〇円以下
	六六〇円	九二〇円	九二〇円	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	〇円以下
	六六〇円	九二〇円	九二〇円	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	〇円以下
	六六〇円	九二〇円	九二〇円	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	〇円以下
	六六〇円	九二〇円	九二〇円	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	〇円以下
	六六〇円	九二〇円	九二〇円	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	〇円以下
	六六〇円	九二〇円	九二〇円	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	〇円以下

小ホール																																											
を徴収する 場合				一、〇〇〇 〇円を超え				五〇〇円 以下の入 場料を徴 収する場 合				入場料を 徴収しな い場合				三、〇〇〇 〇円を超 える入場 料を徴収 する場合				を徴収す る場合																							
平日				土曜日・ 日曜日・ 休日				平日				平日				平日				平日																							
二二、〇〇〇円				一九、七〇〇円				一六、二〇〇円				八、〇〇〇円				七、九〇〇円				五、五〇〇円				九二、九〇〇円				七三、七〇〇円				七六、一〇〇円				六〇、九〇〇円							
三九、七〇〇円				二八、〇〇〇円				二三、一〇〇円				一七、六〇〇円				一三、五〇〇円				一一、七〇〇円				八、九〇〇円				一五二、四〇〇円				一一八、一〇〇円				一二七、一〇〇円				九八、三〇〇円			
三八、五〇〇円				三三、四〇〇円				二七、八〇〇円				二一、〇〇〇円				一六、一〇〇円				一四、七〇〇円				一一、一〇〇円				一八三、〇〇〇円				一四〇、七〇〇円				一五二、四〇〇円				一二七、三〇〇円			
二八、二〇〇円				二八、二〇〇円				二八、二〇〇円				二八、二〇〇円				二八、二〇〇円				二八、二〇〇円				二八、二〇〇円				二八、二〇〇円				二八、二〇〇円				二八、二〇〇円				二八、二〇〇円			
土曜日・ 日曜日・ 休日				土曜日・ 日曜日・ 休日				土曜日・ 日曜日・ 休日				土曜日・ 日曜日・ 休日				土曜日・ 日曜日・ 休日				土曜日・ 日曜日・ 休日				土曜日・ 日曜日・ 休日				土曜日・ 日曜日・ 休日				土曜日・ 日曜日・ 休日				土曜日・ 日曜日・ 休日							
〇〇円以 下の入場				〇円を超 え三、〇				一、〇〇〇				五〇〇円				入場料を 徴収しな い場合				三、〇〇〇 〇円を超 える入場 料を徴収 する場合				を徴収す る場合																			

ホール附 属施設										料を徴収 する場合					
第九楽屋	第八楽屋	第七楽屋	第六楽屋	第五楽屋	第四楽屋	第三楽屋	第二楽屋	第一楽屋	室	小ホールリハーサル 室	大ホールリハーサル 室	○円を超 える入場 料を徴収 する場合	土曜日・ 日曜日・ 休日	平日	休日
三六〇円	六四〇円	六四〇円	六四〇円	六四〇円	六四〇円	六四〇円	六四〇円	六四〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	一、三〇〇円	三五、九〇〇円	三五、九〇〇円	二七、〇〇〇円	
四八〇円	八五〇円	八五〇円	八五〇円	八五〇円	八五〇円	八五〇円	八五〇円	八五〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五〇、七〇〇円	五〇、七〇〇円	三八、七〇〇円	
五〇〇円	九一〇円	九一〇円	九一〇円	九一〇円	九一〇円	九一〇円	九一〇円	九一〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	六〇、七〇〇円	六〇、七〇〇円	四七、四〇〇円	

別表二の表会議室の項中「九〇〇円」を「九一〇円」に改める。

(仙台市広瀬文化センター条例の一部改正)

第八条 仙台市広瀬文化センター条例(平成三年仙台市条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表一の表中備考以外の部分を次のように改める。

一 ホール及び楽屋の使用料

使用区分			使用時間		
入場料を 徴収しな い場合	平日	土曜日・ 日曜日・ 休日	午前 (午前九時～正 午)	午後 (午後一時～午後 五時)	夜 間 (午後六時～午後 九時三十分)
五〇〇円 以下の入 場料を徴 する場合	平日	土曜日・ 日曜日・ 休日	九、三〇〇円	一五、五〇〇円	一八、三〇〇円
五〇〇円 以下の入 場料を徴 する場合	平日	土曜日・ 日曜日・ 休日	一三、四〇〇円	二〇、二〇〇円	二三、五〇〇円
五〇〇円 以下の入 場料を徴 する場合	平日	土曜日・ 日曜日・ 休日	一四、〇〇〇円	二三、四〇〇円	二五、〇〇〇円
五〇〇円 以下の入 場料を徴 する場合	平日	土曜日・ 日曜日・ 休日	一八、二〇〇円	三〇、四〇〇円	三一、九〇〇円



第三楽屋	第二楽屋	第一楽屋	ホール			
			三、〇〇〇円を超え入場料を徴収する場合	〇円を超え入場料を徴収する場合	一、〇〇〇円以下	〇円以下
平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	
六六〇円	六六〇円	五二〇円	四一、八〇〇円	二八、二〇〇円	二六、九〇〇円	
九七〇円	九七〇円	七三〇円	六二、三〇〇円	四一、五〇〇円	四〇、六〇〇円	
八五〇円	八五〇円	六四〇円	七四、八〇〇円	五一、一〇〇円	四六、八〇〇円	

(仙台市スポーツ施設条例の一部改正)

第九条 仙台市スポーツ施設条例(昭和五十九年仙台市条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一(一)の表を次のように改める。

(一) 仙台市体育館(温水プールを除く。)

使用区分	使用時間	入場料	
		を徴収する場合	を徴収しない場合
午前	(午前九時～午前十二時)	九、五〇〇円	目的と営利を
午後	(午後一時～午後五時)	一二、八〇〇円	目的と営利を
夜間	(午後六時～午後九時)	一七、七〇〇円	目的と営利を

第一 競技 場

の催 以外 1ツ スポ	合 る場 用す に使 1ツ スポ 他の その										場合 する 使用 ツに ポー アス チュ アマ			
	場合 しない を徴収 入場料			合 する場 を徴収 入場料			場合 しない を徴収 入場料				合 する場 を徴収 入場料		場合 しない	
	合 する場 目的と 営利を	場合 しない 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	場合 しない 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	場合 しない 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	場合 しない 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を
九六、二〇〇円	五七、七〇〇円	一四四、三〇〇円	八六、五〇〇円	四八、〇〇〇円	二八、八〇〇円	四八、〇〇〇円	二八、八〇〇円	一五、三〇〇円						
一二八、三〇〇円	七七、〇〇〇円	一九二、五〇〇円	一一五、五〇〇円	六四、一〇〇円	三八、五〇〇円	六四、一〇〇円	三八、五〇〇円	二〇、四〇〇円						
一七八、一〇〇円	一〇七、二〇〇円	二六七、七〇〇円	一六〇、五〇〇円	八九、〇〇〇円	五三、六〇〇円	八九、〇〇〇円	五三、四〇〇円	二八、四〇〇円						

第二 競技 場											
その他、スポーツ、その他					アマチュアスポーツ、ポーツに使用する場合						
合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	合		
場	目的と営利を	目的と営利を	場	目的と営利を	場	目的と営利を	場	目的と営利を	場		
す	目的と営利を	目的と営利を	す	目的と営利を	す	目的と営利を	す	目的と営利を	す		
用	目的と営利を	目的と営利を	用	目的と営利を	用	目的と営利を	用	目的と営利を	用		
に	目的と営利を	目的と営利を	に	目的と営利を	に	目的と営利を	に	目的と営利を	に		
使	目的と営利を	目的と営利を	使	目的と営利を	使	目的と営利を	使	目的と営利を	使		
す	目的と営利を	目的と営利を	す	目的と営利を	す	目的と営利を	す	目的と営利を	す		
る	目的と営利を	目的と営利を	る	目的と営利を	る	目的と営利を	る	目的と営利を	る		
場	目的と営利を	目的と営利を	場	目的と営利を	場	目的と営利を	場	目的と営利を	場		
を	目的と営利を	目的と営利を	を	目的と営利を	を	目的と営利を	を	目的と営利を	を		
徴	目的と営利を	目的と営利を	徴	目的と営利を	徴	目的と営利を	徴	目的と営利を	徴		
収	目的と営利を	目的と営利を	収	目的と営利を	収	目的と営利を	収	目的と営利を	収		
場	目的と営利を	目的と営利を	場	目的と営利を	場	目的と営利を	場	目的と営利を	場		
合	目的と営利を	目的と営利を	合	目的と営利を	合	目的と営利を	合	目的と営利を	合		
	三〇、四〇〇円	一六、九〇〇円		一〇、〇〇〇円	一六、九〇〇円		一〇、〇〇〇円	五、三〇〇円	三、三〇〇円	二八八、七〇〇円	一七三、二〇〇円
	四〇、六〇〇円	一二、六〇〇円		一三、五〇〇円	一二、六〇〇円		一三、五〇〇円	七、二〇〇円	四、四〇〇円	三八五、〇〇〇円	二二一、〇〇〇円
	五九、五〇〇円	三三、三〇〇円		一九、九〇〇円	三二、八〇〇円		一九、九〇〇円	一〇、四〇〇円	六、五〇〇円	五三五、六〇〇円	三二一、一〇〇円

	合 する場				合 する場				合 する場			
	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合	
	目的と営利を		目的と営利を		目的と営利を		目的と営利を		目的と営利を		目的と営利を	
	合 する場	目的と営利を	合 する場	目的と営利を	合 する場	目的と営利を	合 する場	目的と営利を	合 する場	目的と営利を	合 する場	目的と営利を
トレーニング室	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	五、二〇〇円									
体育室	一、七〇〇円	二、二〇〇円	二、九〇〇円									
研修室(1)	一、六〇〇円	二、一〇〇円	二、二〇〇円									
研修室(2)	一、六〇〇円	二、一〇〇円	二、二〇〇円									
研修室(3)	一、六〇〇円	二、一〇〇円	二、二〇〇円									
会議室	四、一〇〇円	五、六〇〇円	五、七〇〇円									
主催者控室(1)	一、〇〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円									
主催者控室(2)	一、六〇〇円	二、一〇〇円	二、二〇〇円									
主催者控室(3)	一、六〇〇円	二、一〇〇円	二、二〇〇円									
放送準備室	一、〇〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円									
和室	一、六〇〇円	二、一〇〇円	二、二〇〇円									
浴室	三、一〇〇円	三、六〇〇円	三、一〇〇円									
特別応接室	八、七〇〇円	一一、七〇〇円	一二、一〇〇円									

別表第一の一(二)の表温水プールの項中「四六、八〇〇円」を「四七、六〇〇円」に、「九三、六〇〇円」を「九五、三〇〇円」に、「八九、二〇〇円」を「九〇、八〇〇円」に改め、別表第一の一(三)の表及び(四)の表を次のように改める。

(三) 仙台市若林体育館

場 競技												使用区分	使用時間												
合 する場 入場料 を徴収 する場合						合 する場 入場料 を徴収 する場合																			
合 する場 目的と 営利を			合 する場 目的と 営利を			合 する場 目的と 営利を			合 する場 目的と 営利を			合 する場 目的と 営利を													
五七、七〇〇円			三四、六〇〇円			一九、二〇〇円			一一、五〇〇円			一九、二〇〇円			一一、五〇〇円			六、一〇〇円			三、七〇〇円			午前 （午前九時～午前 十二時）	
七七、〇〇〇円			四六、一〇〇円			二五、六〇〇円			一五、三〇〇円			二五、六〇〇円			一五、三〇〇円			八、一〇〇円			五、〇〇〇円				午後 （午後一時～午後 五時）
一一五、五〇〇円			六九、二〇〇円			三八、五〇〇円			一三、〇〇〇円			三八、五〇〇円			一三、〇〇〇円			一二、二〇〇円			七、六〇〇円				

会議室(4)	会議室(3)	会議室(2)	会議室(1)	トレーニング室	小体育室	使用区分																		
						スポーツ				その他				その他										
						入場料を徴収しない		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない		入場料を徴収する場合								
						合	する場	目的と	営利を	合	する場	目的と	営利を	合	する場	目的と	営利を							
一、六〇〇円	一、六〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、八〇〇円	二、四〇〇円	一、二五、五〇〇円	六九、二〇〇円	三、三八、五〇〇円	一、一三、〇〇〇円	二、二、一〇〇円	二、二、一〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	二、三、二〇〇円	三、一、四〇〇円	二、二、二〇〇円	二、二、二〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	三、一、〇〇円	四、二、二〇〇円	二、一、三、八、五〇〇円	七、七、〇〇〇円	四、六、一、〇〇円

(四) 仙台市青葉体育館

ポ ー ス チ ュ ア マ	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	使用区分		使用時間					
						入場料を徴収しない							
						入場料を徴収する場合							
						合	する場						
一、四〇〇円	七、一〇〇円	十二時	午前	(午前九時～午前十二時)	一、一五、一〇〇円	九、四〇〇円	午後	(午後一時～午後五時)	二、二、八〇〇円	一、四、二〇〇円	九時	夜間	(午後六時～午後九時)

場 競技

場 競技			場 競技			場 競技			場 競技											
場 合	す る	使 用	物 に	の 催	以 外	1 ツ	ス ポ	合 る	用 す	に 使	1 ツ	ス ポ	他 の	そ の	場 合	す る	使 用	ツ に		
を 徴 収	入 場 料			場 合	し な い	を 徴 収	入 場 料	合 する 場	を 徴 収	入 場 料	合 する 場	を 徴 収	入 場 料	合 する 場	を 徴 収	入 場 料	合 する 場	を 徴 収	入 場 料	
場 合	し な い	目 的 と	営 利 を	合 する 場	目 的 と	営 利 を	場 合	し な い	目 的 と	営 利 を	合 する 場	を 徴 収	入 場 料	合 する 場	を 徴 収	入 場 料	合 する 場	を 徴 収	入 場 料	
	一 二 八、 八 〇〇 円			七 一、 五 〇〇 円			四 二、 八 〇〇 円	一 〇 七、 三 〇〇 円				六 四、 三 〇〇 円	三 五、 七 〇〇 円			二 一、 三 〇〇 円	三 五、 七 〇〇 円			二 一、 三 〇〇 円
	一 七 一、 七 〇〇 円			九 五、 四 〇〇 円			五 七、 二 〇〇 円	一 四 三、 一 〇〇 円				八 五、 八 〇〇 円	四 七、 六 〇〇 円			二 八、 六 〇〇 円	四 七、 六 〇〇 円			二 八、 六 〇〇 円
	二 五 七、 六 〇〇 円			一 四 三、 一 〇〇 円			八 五、 八 〇〇 円	二 二 四、 七 〇〇 円				一 二 八、 八 〇〇 円	七 一、 五 〇〇 円			四 二、 八 〇〇 円	七 一、 五 〇〇 円			四 二、 八 〇〇 円

	合	する場	合	する場	目的と	営利を
トレーニング室						
特別会議室						
会議室(1)						
会議室(2)						
会議室(3)						
主催者控室(1)						
主催者控室(2)						
主催者控室(2)						
午前	二二四、七〇〇円	二八六、三〇〇円	四二九、五〇〇円	三、六〇〇円	四、九〇〇円	六、六〇〇円
午後	二、八〇〇円	三、八〇〇円	五、八〇〇円	二、八〇〇円	三、七〇〇円	三、七〇〇円
夜間	四、六〇〇円	六、二〇〇円	九、三〇〇円	一、二〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円
合計	六一〇円	八一〇円	八一〇円	一、六〇〇円	二、一〇〇円	二、二〇〇円

別表第一の一(六)の表を次のように改める。

(六) 仙台市宮城広瀬総合運動場宮城広瀬体育館

使用区分	使用時間	アマチュアスポーツに使用する場合			入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合					
		合	する場	目的と	営利を	合	する場	目的と	営利を	合	する場	目的と	営利を
午前	(午前九時～午前十二時)												
午後	(午後一時～午後五時)												
夜間	(午後六時～午後九時)												
合計													



会議室	競技場												
	スポーツ以外の催物に使用する場合						その他のスポーツに使用する場合						
	合			入場料を徴収する場合			合			入場料を徴収する場合			
	合	目的とする場	営利を目的とする場	合	目的とする場	営利を目的とする場	合	目的とする場	営利を目的とする場	合	目的とする場	営利を目的とする場	
一、〇〇〇円	八八、〇〇〇円		五二、七〇〇円		二九、三〇〇円		一七、五〇〇円		四四、〇〇〇円		二六、三〇〇円		一四、六〇〇円
一、四〇〇円	一一七、三〇〇円		七〇、三〇〇円		三九、一〇〇円		二三、四〇〇円		五八、六〇〇円		三五、一〇〇円		一九、五〇〇円
一、五〇〇円	一七六、〇〇〇円		一〇五、五〇〇円		五八、六〇〇円		三五、一〇〇円		八八、〇〇〇円		五二、七〇〇円		二九、三〇〇円

別表第一の一(八)の表庭球場の項中「六〇〇円」を「六一〇円」に改め、別表第一の一(九)の表温水プールの項中「四六、八〇〇円」を「四七、六〇〇円」に、「九三、六〇〇円」を「九五、三〇〇円」に、「八九、二〇〇円」を「九〇、八〇〇円」に改め、別表第一の一(十)の表を次のように改める。

場 競技												使用区分	使用時間
合 する場 入場料 を徴収 する場合						合 する場 入場料 を徴収 する場合							
合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を	合 する場 目的と 営利を
四四、〇〇〇円	二六、三〇〇円	一四、六〇〇円	八、七〇〇円	一四、六〇〇円	八、七〇〇円	四、六〇〇円	二、八〇〇円	十二時	午前	(午前九時～午前十二時)			
五八、六〇〇円	三五、一〇〇円	一九、五〇〇円	一一、七〇〇円	一九、五〇〇円	一一、七〇〇円	六、二〇〇円	三、八〇〇円	五時	午後	(午後一時～午後五時)			
八八、〇〇〇円	五二、七〇〇円	二九、三〇〇円	一七、五〇〇円	二九、三〇〇円	一七、五〇〇円	九、三〇〇円	五、八〇〇円	九時	夜間	(午後六時～午後九時)			

小ホール	使用区分													
	スポーツ場			その他			その他							
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的とする場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的とする場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的とする場合	入場料を徴収する場合				
	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合				
一、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	五二、七〇〇円	二九、三〇〇円	一七、五〇〇円	一、四〇〇円	一一七、三〇〇円	七〇、三〇〇円	三九、一〇〇円	一三、四〇〇円	一、五〇〇円	一七六、〇〇〇円	一〇五、五〇〇円	五八、六〇〇円	三五、一〇〇円

別表第一の一(四)の表を次のように改める。

(四) 仙台市泉総合運動場泉体育館

使用区分	使用時間													
	午前			午後			夜間							
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的とする場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的とする場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的とする場合	入場料を徴収する場合				
	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合				
十二時	七、三〇〇円	五、七〇〇円	三、五〇〇円	五時	九、八〇〇円	七、六〇〇円	四、七〇〇円	九時	一八、六〇〇円	一一、五〇〇円	七、二〇〇円			

場 競技

合 する場 を徴収 入場料 する場合				合 する場 を徴収 入場料 しない場合				合 する場 を徴収 入場料 する場合				合 する場 を徴収 入場料 しない場合													
合 する場 を徴収 入場料 する場合	合 する場 を徴収 入場料 しない場合	合 する場 を徴収 入場料 する場合	合 する場 を徴収 入場料 しない場合	合 する場 を徴収 入場料 する場合	合 する場 を徴収 入場料 しない場合	合 する場 を徴収 入場料 する場合	合 する場 を徴収 入場料 しない場合	合 する場 を徴収 入場料 する場合	合 する場 を徴収 入場料 しない場合	合 する場 を徴収 入場料 する場合	合 する場 を徴収 入場料 しない場合	合 する場 を徴収 入場料 する場合	合 する場 を徴収 入場料 しない場合												
六七、五〇〇円	二二、五〇〇円	三四、九〇〇円	一一、二〇〇円	三三、七〇〇円	一一、二〇〇円	一七、四〇〇円	五、六〇〇円	一七、九〇〇円	九〇、〇〇〇円	二九、八〇〇円	四五、〇〇〇円	一四、八〇〇円	四四、〇〇〇円	二二、五〇〇円	七、五〇〇円	二三、九〇〇円	一六八、一〇〇円	五六、二〇〇円	七二、〇〇〇円	二八、一〇〇円	八四、〇〇〇円	二八、一〇〇円	三五、九〇〇円	一四、一〇〇円	三五、九〇〇円

トレーニング室	一、八〇〇円	二、四〇〇円	三、一〇〇円
会議室	七九〇円	一、〇〇〇円	一、五〇〇円
小ルーム	二六〇円	三九〇円	六六〇円

別表第一の一(五)の表グラウンドの項中「六、一〇〇円」を「六、二〇〇円」に、「八、一〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、別表第一の一(七)の表庭球場の項中「六〇〇円」を「六一〇円」に改め、別表第一の一(八)の表及び(九)の表を次のように改める。

(六) 仙台市泉総合運動場泉サッカー場

使用区分	使用時間	
	午前 (午前九時～午前十二時)	午後 (午後一時～午後五時)
アマ しない 入場料 を徴収 しない 目的と 営利を 合	一、一〇〇円	一四、七〇〇円
	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合
アマ 場合 しない 入場料 を徴収 しない 目的と 営利を 合	一七、七〇〇円	一三、六〇〇円
	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合
ポ 合	三三、三〇〇円	四四、四〇〇円
	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合
使用 する 場合 を徴収 しない 目的と 営利を 合	五五、五〇〇円	七四、〇〇〇円
	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合
入場料 を徴収 しない 目的と 営利を 合	三三、三〇〇円	四四、四〇〇円
	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合
他の 場合 を徴収 しない 目的と 営利を 合	五五、五〇〇円	七四、〇〇〇円
	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合
第一 競 合	五五、五〇〇円	七四、〇〇〇円
	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合

										技場		第二競			
アマチュアスポーツに使用する場合				スポーツ場以外に物に使用する場合				使用する場				に使用する			
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合	
目的と営利を	目的と営利を	目的と営利を	目的と営利を	目的と営利を	目的と営利を	目的と営利を	目的と営利を	目的と営利を	目的と営利を	目的と営利を	目的と営利を	目的と営利を	目的と営利を	目的と営利を	目的と営利を
一六、六〇〇円	八、八〇〇円	五、五〇〇円	三三三三、二〇〇円	一九九、九〇〇円	一一一、〇〇〇円	六六、六〇〇円	一六六、六〇〇円	九九、九〇〇円	一一一、〇〇〇円	六六、六〇〇円	一六六、六〇〇円	九九、九〇〇円	一一一、〇〇〇円	六六、六〇〇円	一六六、六〇〇円
一一一、二〇〇円	一一、八〇〇円	七、三〇〇円	四四四、三〇〇円	二六六、五〇〇円	一四八、〇〇〇円	八八、八〇〇円	一一二二、一〇〇円	一三三、二〇〇円	一一一、二〇〇円	一一、八〇〇円	七、三〇〇円	四四四、三〇〇円	二六六、五〇〇円	一四八、〇〇〇円	八八、八〇〇円

第三競 技場																	
スポーツ以外の場合				スポーツの場合				その他の場合									
合		入場料を徴収する場合		合		入場料を徴収しない場合		合		入場料を徴収しない場合		合					
目的とする場合	営利を目的とする場合	目的とする場合	営利を目的とする場合	目的とする場合	営利を目的とする場合	目的とする場合	営利を目的とする場合	目的とする場合	営利を目的とする場合	目的とする場合	営利を目的とする場合	目的とする場合	営利を目的とする場合				
	一六六、六〇〇円		九九、九〇〇円		五五、五〇〇円		三三、三〇〇円		八三、三〇〇円		四九、九〇〇円		二七、七〇〇円		一六、六〇〇円		二七、七〇〇円
	一一二、一〇〇円		一三三、二〇〇円		七四、〇〇〇円		四四、四〇〇円		一一一、〇〇〇円		六六、六〇〇円		三六、九〇〇円		一一一、二〇〇円		三六、九〇〇円

競技場												使用区分	使用時間
合 用 する 場合						合 用 する 場合							
合 用 する 場合			合 用 する 場合			合 用 する 場合			合 用 する 場合				
合 用 する 場合	入 場 料	営 利 を 得 る 場 合	合 用 する 場合	入 場 料	営 利 を 得 る 場 合	合 用 する 場合	入 場 料	営 利 を 得 る 場 合	合 用 する 場合	入 場 料	営 利 を 得 る 場 合		
一四、八〇〇円	四、九〇〇円		七、五〇〇円	二、四〇〇円		七、九〇〇円	三、二〇〇円		二、五〇〇円	一、五〇〇円		十二時) (午前九時～午前十二時)	午 前
一九、九〇〇円	六、六〇〇円		九、九〇〇円	三、二〇〇円		一〇、五〇〇円	四、二〇〇円		三、三〇〇円	二、〇〇〇円		五時) (午後一時～午後五時)	午 後
二六、一〇〇円	八、六〇〇円		一三、〇〇〇円	四、二〇〇円		一五、九〇〇円	五、八〇〇円		五、〇〇〇円	二、八〇〇円		九時) (午後六時～午後九時)	夜 間



		スポーツ以外の場合		物の使用する場合	
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合
合	合	目的とする場	目的とする場	目的とする場	目的とする場
		四、八〇〇円	一四、八〇〇円	九、八〇〇円	一四、八〇〇円
		六、六〇〇円	一九、九〇〇円	一三、二〇〇円	一九、九〇〇円
		八、六〇〇円	二六、一〇〇円	一七、四〇〇円	二六、一〇〇円
				二九、八〇〇円	二九、八〇〇円
				三九、九〇〇円	三九、九〇〇円
				五二、三〇〇円	五二、三〇〇円

別表第一の一(三)の表温水プールの項及び別表第一の一(四)の表温水プールの項中「四六、八〇〇円」を「四七、六〇〇円」に、「九三、六〇〇円」を「九五、三〇〇円」に、「八九、二〇〇円」を「九〇、二〇〇円」に改め、別表第一の一(五)の表庭球場の項中「六〇〇円」を「六一〇円」に改め、別表第一の一(六)の表温水プールの項及び別表第一の一(七)の表温水プールの項中「四六、八〇〇円」を「四七、六〇〇円」に、「九三、六〇〇円」を「九五、三〇〇円」に、「八九、二〇〇円」を「九〇、八〇〇円」に改め、別表第一の一(八)の表庭球場の項中「六〇〇円」を「六一〇円」に改め、別表第一の一(九)の表温水プールの項及び別表第一の一(一〇)の表温水プールの項中「四六、八〇〇円」を「四七、六〇〇円」に、「九三、六〇〇円」を「九五、三〇〇円」に、「八九、二〇〇円」を「九〇、八〇〇円」に改め、別表第一の一(一一)の表を次のように改める。

イ 競技場（庭球場として使用する場合を除く）、集会室及び本部室

場 競技												使用区分 使用時間	
合 用す に使 ーッ スポ 他 の その						場 合 する 使用 ツに ポー アス チュ アマ							
料 入 場	合 場 する 徴収 料を 入 場			合 い 場 しな 徴収 料を 入 場			合 場 する 徴収 料を 入 場			合 い 場 しな 徴収 料を 入 場			
	場 合	しな い	営 利を	場 合	しな い	営 利を	場 合	しな い	営 利を	場 合	しな い		営 利を
六三、五〇〇円	一五八、八〇〇円	九五、三〇〇円	五二、九〇〇円	三一、七〇〇円	五二、九〇〇円	三一、七〇〇円	一六、九〇〇円	一〇、五〇〇円	八時	早 朝 (午前六時～午前八時)			
九五、五〇〇円	二三八、八〇〇円	一四三、一〇〇円	七九、四〇〇円	四七、七〇〇円	七九、四〇〇円	四七、七〇〇円	二五、三〇〇円	一五、八〇〇円	十二時	午 前 (午前九時～午前十二時)			
一二七、三〇〇円	三一八、七〇〇円	一九一、四〇〇円	一〇五、九〇〇円	六三、六〇〇円	一〇五、九〇〇円	六三、七〇〇円	三三、八〇〇円	二一、一〇〇円	五時	午 後 (午後一時～午後五時)			
一九〇、六〇〇円	四七七、六〇〇円	二八六、七〇〇円	一五八、八〇〇円	九五、三〇〇円	一五八、八〇〇円	九五、五〇〇円	五〇、八〇〇円	三一、七〇〇円	十時	夜 間 (午後六時～午後十時)			

										スポーツ以外の場合			使用する場合																
										徴収額	目的とする場	徴収額	目的とする場	徴収額	目的とする場	徴収額	目的とする場	徴収額	目的とする場	徴収額	目的とする場								
																						徴収額	目的とする場	徴収額	目的とする場	徴収額	目的とする場	徴収額	目的とする場
本部室(2)	本部室(1)	集会室(5)	集会室(4)	集会室(3)	集会室(2)	集会室(1)	本部室(2)	本部室(1)	集会室(5)	集会室(4)	集会室(3)	集会室(2)	集会室(1)	本部室(2)	本部室(1)	集会室(5)	集会室(4)	集会室(3)	集会室(2)	集会室(1)									
六三〇円	三〇〇円	九八〇円	七五〇円	一、〇〇〇円	九八〇円	九八〇円	六三〇円	三〇〇円	九八〇円	七五〇円	一、〇〇〇円	九八〇円	九八〇円	六三〇円	三〇〇円	九八〇円	七五〇円	一、〇〇〇円	九八〇円	九八〇円									
九五四〇円	四二〇円	一、四〇〇円	一、一〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	九五四〇円	四二〇円	一、四〇〇円	一、一〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	九五四〇円	四二〇円	一、四〇〇円	一、一〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円									
一、二〇〇円	五八〇円	一、九〇〇円	一、四〇〇円	二、一〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、二〇〇円	五八〇円	一、九〇〇円	一、四〇〇円	二、一〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円	一、二〇〇円	五八〇円	一、九〇〇円	一、四〇〇円	二、一〇〇円	一、九〇〇円	一、九〇〇円									
一、二〇〇円	六一〇円	二、一〇〇円	一、五〇〇円	二、二〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	一、二〇〇円	六一〇円	二、一〇〇円	一、五〇〇円	二、二〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	一、二〇〇円	六一〇円	二、一〇〇円	一、五〇〇円	二、二〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円									

別表第一の一(四)口の表競技場の項中「九〇〇円」を「九一〇円」に改め、別表第一の一(四)の表庭球場の項及び別表第一の一(五)の表庭球場の項中「六〇〇円」を「六一〇円」に改め、別表第一の一(五)の表を次のように改める。

(三) 仙台市新田東総合運動場宮城野体育館(温水プールを除く。)

使用区分	使用時間	入場料		入場料を徴収しない場合		目的とする場	営業を目的とする場
		目的とする場	営業を目的とする場	目的とする場	営業を目的とする場		
午前	午前(午前九時～午前十二時)	七、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、一〇〇円	一六、一〇〇円	一一、七〇〇円	三〇、三〇〇円
午後	午後(午後一時～午後五時)	七、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、一〇〇円	一六、一〇〇円	一一、七〇〇円	三〇、三〇〇円
夜間	夜間(午後六時～午後九時)	七、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	一一、一〇〇円	一六、一〇〇円	一一、七〇〇円	三〇、三〇〇円

場 競 技 第 一

合 する場 入場料 を徴収 する場合 を徴収 する場合 目的と 営利を しない					合 する場 入場料 を徴収 する場合 を徴収 する場合 目的と 営利を しない					合 する場 入場料 を徴収 した場合 を徴収 する場合 目的と 営利を しない					合 する場 入場料 を徴収 場合 を徴収 場合 目的と 営利を しない											
二二七、八〇〇円	一三六、六〇〇円	七五、八〇〇円	四五、五〇〇円	一一三、八〇〇円	六八、三〇〇円	三七、八〇〇円	二二、七〇〇円	三七、八〇〇円	三〇三、七〇〇円	一八二、二〇〇円	一〇一、二〇〇円	六〇、七〇〇円	一五一、八〇〇円	九一、〇〇〇円	二二七、八〇〇円	一三六、六〇〇円	七五、八〇〇円	四五、五〇〇円	四五五、六〇〇円	二七三、三〇〇円	一五一、八〇〇円	九一、〇〇〇円	二二七、八〇〇円	一三六、六〇〇円	七五、八〇〇円	四五、五〇〇円

第二 競技 場

合 する場	合 する場				合 する場				合 する場				合 する場
	合 する場	入場料を徴収する場合	合 する場	入場料を徴収する場合	合 する場	入場料を徴収する場合	合 する場	入場料を徴収する場合	合 する場	入場料を徴収する場合	合 する場	入場料を徴収する場合	
目的と 営利を	目的と 営利を	目的と 営利を	目的と 営利を	目的と 営利を	目的と 営利を	目的と 営利を	目的と 営利を	目的と 営利を	目的と 営利を	目的と 営利を	目的と 営利を	目的と 営利を	目的と 営利を
二五、〇〇〇円	六二、八〇〇円	三七、六〇〇円	二〇、八〇〇円	一二、五〇〇円	二〇、八〇〇円	一二、五〇〇円	六、六〇〇円	四、一〇〇円					
三三、五〇〇円	八三、七〇〇円	五〇、二〇〇円	二七、九〇〇円	一六、七〇〇円	二七、九〇〇円	一六、七〇〇円	八、八〇〇円	五、五〇〇円					
五〇、二〇〇円	一二五、六〇〇円	七五、三〇〇円	四一、八〇〇円	二五、〇〇〇円	四一、八〇〇円	二五、〇〇〇円	一三、三〇〇円	八、三〇〇円					

主催者控室	会議室(3)	会議室(2)	会議室(1)	多目的室	サウンドテーブルテニス室	トレーニング室	スポーツ施設							
							入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合			
							合	する場	目的と	営利を	合	する場	目的と	営利を
							する場	目的と	営利を	場合	する場合	目的と	営利を	場合
一、八〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円	三、〇〇〇円	一、三〇〇円	三、二〇〇円	一二五、六〇〇円	七五、三〇〇円	四一、八〇〇円					
二、五〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	四、一〇〇円	一、八〇〇円	四、三〇〇円	一六七、五〇〇円	一〇〇、五〇〇円	五五、八〇〇円					
二、五〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	四、二〇〇円	一、八〇〇円	五、八〇〇円	二五一、三〇〇円	一五〇、八〇〇円	八三、七〇〇円					

別表第一の一(四)の表温水プールの項中「四六、八〇〇円」を「四七、六〇〇円」に、「九三、六〇〇円」を「九五、三〇〇円」に、「一二四、〇〇〇円」を「一二六、二〇〇円」に改め、別表第一の一(四)の表から(四)の表までを次のように改める。

(四) 仙台市新田東総合運動場仙台市民球場（ボルダリング室を除く。）

ポ ー ア ス チ ュ ア マ	合 い 場 し な い	入 場 料 を し な い	入 場 料 を し な い	合 する 場	使用区分		使用時間
					営利を		
					目的と	営利を	
					目的と	営利を	
				六、九〇〇円	四、二〇〇円	早 朝	(午前六時～午前八時)
				一〇、三〇〇円	六、五〇〇円	午 前	(午前九時～午前十二時)
				一三、九〇〇円	八、六〇〇円	午 後	(午後一時～午後五時)
				一五、六〇〇円	九、七〇〇円	夜 間	(午後六時～午後九時)

場 野 球

場 合				合 合				合 合				合 合			
場 合				合 合				合 合				合 合			
場 合	す る	徴 収	入 場	合 合	す る	徴 収	入 場	合 合	す る	徴 収	入 場	合 合	す る	徴 収	入 場
す る 場	目 的 と	営 利 を	場 合	す る 場	目 的 と	営 利 を	場 合	す る 場	目 的 と	営 利 を	場 合	す る 場	目 的 と	営 利 を	場 合
一三〇、八〇〇円			七八、五〇〇円	四三、五〇〇円			二六、一〇〇円	六五、三〇〇円			三九、二〇〇円	二一、七〇〇円			一三、〇〇〇円
一九六、二〇〇円			一一七、七〇〇円	六五、三〇〇円			三九、二〇〇円	九八、〇〇〇円			五八、八〇〇円	三三、六〇〇円			一九、五〇〇円
二六一、七〇〇円			一五七、〇〇〇円	八七、一〇〇円			五二、三〇〇円	一三〇、八〇〇円			七八、五〇〇円	四三、五〇〇円			二六、一〇〇円
二九四、四〇〇円			一七六、七〇〇円	九八、〇〇〇円			五八、八〇〇円	一四七、一〇〇円			八八、三〇〇円	四八、九〇〇円			二九、四〇〇円

本部室(3)	本部室(2)	本部室(1)	会議室(2)	会議室(1)
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、四〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
一、五〇〇円	一、五〇〇円	二、二〇〇円	一、五〇〇円	一、五〇〇円
二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、九〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円
二、一〇〇円	二、一〇〇円	三、〇〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円

(㊦) 仙台市新田東総合運動場仙台市民球場ボルダリング室

室 ング ダリ ボル	使用区分		使用時間		入場料			入場料			入場料													
					を徴収しない場合			を徴収しない場合			を徴収しない場合													
					目的と	目的と	目的と	目的と	目的と	目的と	目的と	目的と	目的と	目的と	目的と									
					営業を	営業を	営業を	営業を	営業を	営業を	営業を	営業を	営業を	営業を	営業を									
に 使	ツ	スポ	他の	その	ア マ	チ ユ	ア ス	ポ ー	ツ に	使 用	す る	場 合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	合	
二五、八〇〇円	一四、三〇〇円	八、五〇〇円	一四、三〇〇円	八、五〇〇円	四、五〇〇円	六、一〇〇円	九、一〇〇円	一七、二〇〇円	二八、八〇〇円	二八、八〇〇円	二八、八〇〇円	二八、八〇〇円	二八、八〇〇円	二八、八〇〇円	二八、八〇〇円	二八、八〇〇円	二八、八〇〇円	二八、八〇〇円	二八、八〇〇円	二八、八〇〇円	二八、八〇〇円	二八、八〇〇円	二八、八〇〇円	
三四、五〇〇円	一九、一〇〇円	一一、五〇〇円	一九、一〇〇円	一一、五〇〇円	三、七〇〇円	二、九〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	
五一、八〇〇円	二八、八〇〇円	一七、二〇〇円	二八、八〇〇円	一七、二〇〇円	五、七〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円



使用する場 合		入場料 を徴収 しない 場合		合 する場 合		合 する場 合		合 する場 合		合 する場 合	
目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合
八六、四〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	三、三〇〇円	五、三〇〇円	三、三〇〇円	五、三〇〇円	三、三〇〇円	五、三〇〇円	三、三〇〇円	五、三〇〇円	三、三〇〇円
一一五、二〇〇円	六九、一〇〇円	六九、一〇〇円	一〇三、六〇〇円	一一五、二〇〇円	六九、一〇〇円	一〇三、六〇〇円	一一五、二〇〇円	六九、一〇〇円	一〇三、六〇〇円	一一五、二〇〇円	六九、一〇〇円
一七二、九〇〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円	四、四〇〇円	一七二、九〇〇円	七、二〇〇円	四、四〇〇円	一七二、九〇〇円	七、二〇〇円	四、四〇〇円	一七二、九〇〇円	七、二〇〇円

(注) 仙台市新田東総合運動場アーチェリー場

使用する場 合		入場料 を徴収 しない 場合		合 する場 合		合 する場 合		合 する場 合		合 する場 合	
目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合	目的と 営利を 合
一〇、一〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	三、三〇〇円	五、三〇〇円	三、三〇〇円	五、三〇〇円	三、三〇〇円	五、三〇〇円	三、三〇〇円	五、三〇〇円	三、三〇〇円
一三、六〇〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円	四、四〇〇円	一三、六〇〇円	七、二〇〇円	四、四〇〇円	一三、六〇〇円	七、二〇〇円	四、四〇〇円	一三、六〇〇円	七、二〇〇円

ア ー チ ェ ー リ 場															
合 する 場 を 徴 収 入 場 料				合 する 場 を 徴 収 入 場 料				合 する 場 を 徴 収 入 場 料				合 する 場 を 徴 収 入 場 料			
合 する 場 を 徴 収 入 場 料		合 する 場 を 徴 収 入 場 料		合 する 場 を 徴 収 入 場 料		合 する 場 を 徴 収 入 場 料		合 する 場 を 徴 収 入 場 料		合 する 場 を 徴 収 入 場 料		合 する 場 を 徴 収 入 場 料		合 する 場 を 徴 収 入 場 料	
合 する 場 を 徴 収 入 場 料	合 する 場 を 徴 収 入 場 料	合 する 場 を 徴 収 入 場 料	合 する 場 を 徴 収 入 場 料	合 する 場 を 徴 収 入 場 料	合 する 場 を 徴 収 入 場 料	合 する 場 を 徴 収 入 場 料	合 する 場 を 徴 収 入 場 料	合 する 場 を 徴 収 入 場 料	合 する 場 を 徴 収 入 場 料	合 する 場 を 徴 収 入 場 料	合 する 場 を 徴 収 入 場 料	合 する 場 を 徴 収 入 場 料	合 する 場 を 徴 収 入 場 料	合 する 場 を 徴 収 入 場 料	合 する 場 を 徴 収 入 場 料
一〇二、七〇〇円	六二、六〇〇円	三四、二〇〇円	二〇、四〇〇円	五一、三〇〇円	三〇、七〇〇円	一七、一〇〇円	一〇、一〇〇円	一七、一〇〇円							
一三七、〇〇〇円	八二、一〇〇円	四五、六〇〇円	二七、三〇〇円	六八、五〇〇円	四一、〇〇〇円	二二、八〇〇円	一三、六〇〇円	二二、八〇〇円							

(四) 仙台市新田東総合運動場スケートボードパーク

スケートボードパーク							使用区分	使用时间
その他	その他	スポーツ	ボードパーク	に使用する場合	に使用する場合	に使用する場合		
入場料を徴収しない	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない		
営業を目的とする場合	営業を目的とする場合	営業を目的とする場合	営業を目的とする場合	営業を目的とする場合	営業を目的とする場合	営業を目的とする場合	午前 (午前九時～午前十二時)	
九、一〇〇円	九、一〇〇円	九、一〇〇円	九、一〇〇円	九、一〇〇円	九、一〇〇円	九、一〇〇円	午後 (午後一時～午後五時)	
九、一〇〇円	九、一〇〇円	九、一〇〇円	九、一〇〇円	九、一〇〇円	九、一〇〇円	九、一〇〇円	夜間 (午後六時～午後九時)	

営業を目的とする場合	営業を目的とする場合
------------	------------

(四) 仙台市出花体育館

使用区分		使用時間		スポーツ施設以外の場合				その他の場合			
入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合
営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合	営利を目的としない場合
午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
（午前九時～午前十二時）	（午後一時～午後五時）	（午後六時～午後九時）	（午前九時～午前十二時）	（午後一時～午後五時）	（午後六時～午後九時）	（午前九時～午前十二時）	（午後一時～午後五時）	（午後六時～午後九時）	（午前九時～午前十二時）	（午後一時～午後五時）	（午後六時～午後九時）
七、三〇〇円	九、七〇〇円	一四、六〇〇円	三、八〇〇円	五、一〇〇円	七、七〇〇円	二、四〇〇円	三、二〇〇円	四、八〇〇円	九一、六〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円
三〇、五〇〇円	四〇、〇〇〇円	三〇、五〇〇円	一八、三〇〇円	二四、〇〇〇円	一八、三〇〇円	四五、八〇〇円	六〇、〇〇〇円	四五、八〇〇円	九一、六〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円

使用区分		使用時間		スポーツ施設以外の場合				その他の場合			
入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合
営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	営利を目的とする場合	営利を目的としない場合
午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
（午前九時～午前十二時）	（午後一時～午後五時）	（午後六時～午後九時）	（午前九時～午前十二時）	（午後一時～午後五時）	（午後六時～午後九時）	（午前九時～午前十二時）	（午後一時～午後五時）	（午後六時～午後九時）	（午前九時～午前十二時）	（午後一時～午後五時）	（午後六時～午後九時）
七、三〇〇円	九、七〇〇円	一四、六〇〇円	三、八〇〇円	五、一〇〇円	七、七〇〇円	二、四〇〇円	三、二〇〇円	四、八〇〇円	九一、六〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円
三〇、五〇〇円	四〇、〇〇〇円	三〇、五〇〇円	一八、三〇〇円	二四、〇〇〇円	一八、三〇〇円	四五、八〇〇円	六〇、〇〇〇円	四五、八〇〇円	九一、六〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円

場 競 技															
合 する場				合 する場				合 する場				合 する場			
入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合				入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合			
目的と営利を				目的と営利を				目的と営利を				目的と営利を			
七三、三〇〇円				四四、〇〇〇円				二四、四〇〇円				一四、六〇〇円			
九七、七〇〇円				五八、六〇〇円				三三、五〇〇円				一九、五〇〇円			
一四六、六〇〇円				八八、〇〇〇円				四八、八〇〇円				二九、三〇〇円			
三六、六〇〇円				二二、〇〇〇円				一二、二〇〇円				七、三〇〇円			
四八、八〇〇円				二九、三〇〇円				一六、二〇〇円				九、七〇〇円			
七三、三〇〇円				四四、〇〇〇円				二四、四〇〇円				一四、六〇〇円			

会議室(1)	六一〇円	八一〇円	八一〇円
会議室(2)	六一〇円	八一〇円	八一〇円

別表第一の一の表備考第三号中「二割増し」を「二割増しの額(その額に十円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)」に改め、同表備考第八号中「二分の一」を「額に二分の一を乗じて得た額(その額に十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げる。)」に改め、別表第一の二の表仙台市体育館体力測定室の項中「六〇〇円」を「六一〇円」に改め、同表仙台市体育館の項、仙台市宮城広瀬総合運動場の項、仙台市根白石温水プールの項、仙台市今泉運動場の項、仙台市葛岡温水プールの項、仙台市中田温水プールの項、仙台市鶴ヶ谷温水プールの項、仙台市水の森温水プールの項及び仙台市新田東総合運動場の項中「五八〇円」を「五九〇円」に改める。

別表第二の一の表中備考以外の部分を次のように改める。

一 専用使用する場合

競技場		使用区分										金額(一時間当たり)				
		陸上競技に使用する 場合		アマチュアスポー ツに使用する場合		その他のスポー ツに使用する場合		入場料を徴収する 場合		入場料を徴収しな い場合						
スポーツ以外の催 事	スポーツ以外の催 事	入場料を徴収する 場合	一般	生徒	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	一般	生徒	一、七〇〇円	八九〇円	
			一般	生徒	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	一般	生徒	五、三〇〇円	二、六〇〇円
		入場料を徴収しな い場合	一般	生徒	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	一般	生徒	八、六〇〇円	五、三〇〇円
			一般	生徒	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	一般	生徒	一六、一〇〇円	一六、一〇〇円
		入場料を徴収する 場合	一般	生徒	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	一般	生徒	二六、九〇〇円	二六、九〇〇円
			一般	生徒	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	一般	生徒	六、一〇〇円	六、一〇〇円
		入場料を徴収しな い場合	一般	生徒	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	一般	生徒	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円
			一般	生徒	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	一般	生徒	一七、八〇〇円	一七、八〇〇円
		入場料を徴収する 場合	一般	生徒	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	一般	生徒	二九、七〇〇円	二九、七〇〇円
			一般	生徒	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	一般	生徒	一八、四〇〇円	一八、四〇〇円
入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収する 場合	一般	生徒	三〇、七〇〇円	三〇、七〇〇円		

	物に使用する場合	
	入場料を徴収する場合	営利を目的としな い場合
会議室(1)		五三、五〇〇円
会議室(2)		八九、三〇〇円
会議室(3)		八一〇円
会議室(4)		四五〇円
特別室		八一〇円
		四、六〇〇円

(仙台市手数料条例の一部改正)

第十条 仙台市手数料条例(昭和三十七年仙台市条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十九号中「八万二百円」を「八万三百円」に改める。

(仙台市財産条例の一部改正)

第十一条 仙台市財産条例(昭和三十九年仙台市条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の三・二四以上百分の十・八」を「百分の三・三以上百分の十二」に改める。

(仙台市シルバーセンター条例の一部改正)

第十二条 仙台市シルバーセンター条例(平成三年仙台市条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の表中備考以外の部分を次のように改める。

一 交流ホール

使用区分	使用時間		
	午前 (午前九時～正午)	午後 (午後一時～午後五時)	夜間 (午後六時～午後九時三十分)
入場料を徴収しない場合	平日 土曜日・日曜日・休日	六、一〇〇円 一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円
五〇〇円以下の入場料を徴収する場合	平日 土曜日・日曜日・休日	九、二〇〇円 一三、三〇〇円	一三、九〇〇円
五〇〇円を超える場合	平日 土曜日・日曜日・休日	一〇、四〇〇円 一五、三〇〇円	一六、〇〇〇円
一、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合	平日 土曜日・日曜日・休日	一二、四〇〇円 一九、九〇〇円	二〇、九〇〇円
一、〇〇〇円を超える場合	平日 土曜日・日曜日・休日	一三、四〇〇円 二一、三〇〇円	二一、四〇〇円
一、〇〇〇円を徴収する場合	平日 土曜日・日曜日・休日	一五、九〇〇円 二六、六〇〇円	二八、〇〇〇円
一、〇〇〇円を	平日	一六、二〇〇円 二六、四〇〇円	二六、八〇〇円

超え三、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合	土曜日・日曜日・休日	二〇、四〇〇円	三三、三〇〇円	三四、九〇〇円
三、〇〇〇円を超え、超える入場料を徴収する場合	平日	一九、八〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、二〇〇円
	土曜日・日曜日・休日	二四、九〇〇円	四〇、〇〇〇円	四一、九〇〇円

別表二の表中

六〇〇円
七二〇円
六〇〇円

を

六一〇円
七三〇円
六一〇円

に改め、別表三の表その他の者一般の項中「五八

〇円」を「五九〇円」に改める。

(仙台市福祉プラザ条例の一部改正)

第十三条 仙台市福祉プラザ条例(平成六年仙台市条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表一の表中備考以外の部分を次のように改める。

一 ふれあいホール

使用区分	使用時間		
	午前 (午前九時～正午)	午後 (午後一時～午後五時)	夜間 (午後六時～午後九時三十分)
入場料を徴収しない場合	平日	六、一〇〇円	一〇、一〇〇円
	土曜日・日曜日・休日	九、二〇〇円	一三、三〇〇円
	平日	一〇、四〇〇円	一五、三〇〇円
五〇〇円以下の入場料を徴収する場合	平日	一二、四〇〇円	一九、九〇〇円
	土曜日・日曜日・休日	一五、九〇〇円	二六、六〇〇円
	平日	一三、四〇〇円	二一、三〇〇円
五〇〇円を超え一、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合	平日	一三、四〇〇円	二一、三〇〇円
	土曜日・日曜日・休日	一五、九〇〇円	二六、六〇〇円
	平日	一六、二〇〇円	二六、四〇〇円
一、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合	平日	一九、八〇〇円	三三、〇〇〇円
	土曜日・日曜日・休日	二〇、四〇〇円	三三、三〇〇円
	平日	一九、八〇〇円	三三、〇〇〇円



る入場料を徴収する 場合	土曜日・ 日曜日・ 休日	二四、九〇〇円	四〇、〇〇〇円	四一、九〇〇円
-----------------	--------------------	---------	---------	---------

別表三の表中

八四〇円	七二〇円	二四〇円	七二〇円	六〇〇円	三六〇円	八四〇円	七二〇円
を							
八五〇円	七三〇円	二四〇円	七三〇円	六一〇円	三六〇円	八五〇円	七三〇円
に改める。							

(仙台市子育てふれあいプラザ条例の一部改正)

第十四条 仙台市子育てふれあいプラザ条例（平成十五年仙台市条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表二(二)の表ホール入場料を徴収しない場合子育てに関する事業を行う者・生徒の項中「六〇〇円」を「六一〇円」に改め、同表ホール入場料を徴収する場合右以外の者の項中「一〇、八〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改める。

(仙台市発達相談支援センター条例の一部改正)

第十五条 仙台市発達相談支援センター条例（平成十四年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「三千二百四十円」を「三千三百円」に改める。

(仙台市と畜場法の施行に関する条例の一部改正)

第十六条 仙台市と畜場法の施行に関する条例（平成十五年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項の表中「三百円」を「三百十円」に改める。

(仙台市精神保健福祉総合センター条例の一部改正)

第十七条 仙台市精神保健福祉総合センター条例（平成九年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「三千二百四十円」を「三千三百円」に改める。

(仙台市霊園条例の一部改正)

第十八条 仙台市霊園条例（昭和三十一年仙台市条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表中

九〇〇円	五、七六〇円
を	
九一〇円	五、八〇〇円
に改める。	

八八、八〇〇円

九〇、四〇〇円

(仙台市斎場条例の一部改正)

第十九条 仙台市斎場条例（昭和四十七年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。  
別表二の表和室の項及び洋室の項を次のように改める。

和室	五、〇〇〇円	一五、三〇〇円	二、五〇〇円	七、六〇〇円
洋室	五、〇〇〇円	一五、三〇〇円	二、五〇〇円	七、六〇〇円

(仙台市中小企業活性化センター条例の一部改正)

第二十条 仙台市中小企業活性化センター条例（平成二十八年仙台市条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表一の表多目的ホールの項を次のように改める。

多目的ホール	三七、七〇〇円	五〇、四〇〇円	五〇、四〇〇円
--------	---------	---------	---------

別表二の表中

九七〇円	一、八〇〇円	九七〇円	九八〇円
六五〇円	五四〇円	六六〇円	五五〇円
五四〇円	五四〇円	五五〇円	五五〇円

を

に改める。

(仙台市と畜場条例の一部改正)

第二十一条 仙台市と畜場条例（昭和五十年仙台市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「三、一五八円」を「三、二二六円」に、「一、九二八円」を「一、九六四円」に、「七九一元」を「八〇五円」に、「一、二四二円」を「一、二六五円」に、「九一九円」を「九三六円」に、「四二四円」を「四二二円」に改め、同項第二号イ中「一、一八三、〇〇〇円」を「一、二〇四、九〇七円」に改め、同号ロ中「七四五円」を「七五九円」に改め、同項第三号中「七六円」を「七七円」に改める。

(仙台市都市計画法の施行に関する条例の一部改正)

第二十二条 仙台市都市計画法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中

四万四千二百円	四万四千三百円
八万八千五百円	八万八千六百円
十三万二千八百円	十三万二千九百円
十七万七千二百円	十七万七千二百円
二十二万千四百円	二十二万千五百円

を

に、

三十一万円

三十一万百円

二十万三千七百円
二十七万四千六百円
三十四万五千四百円
四十八万七千二百円
八万八千五百円
十三万二千八百円
十九万七千九百円
二十六万五千七百円
三十九万八千六百円
五十二万二千六百円
六十七万三千二百円
八十九万四千六百円

を

二十万三千八百円
二十七万四千七百円
三十四万五千六百円
四十八万七千四百円
八万八千六百円
十三万二千九百円
十九万八千円
二十六万五千八百円
三十九万八千八百円
五十二万二千八百円
六十七万三千五百円
八十九万五千百円

に改め、同条第五項の表○・三ヘクター

ル以上○・六ヘクター未満の項中「三万九千三百円」を「三万九千四百円」に改め、同表一ヘクター以上の項中「九万七千三百円」を「九万七千四百円」に改める。

(仙台市下水道条例の一部改正)

第二十三条 仙台市下水道条例(昭和三十五年仙台市条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の第三第二項及び第三項並びに第十一条の五第一項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

(仙台市農業集落排水事業条例の一部改正)

第二十四条 仙台市農業集落排水事業条例(平成二年仙台市条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項及び第三項並びに第十六条第一項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

(仙台市地域下水道条例の一部改正)

第二十五条 仙台市地域下水道条例(昭和六十二年仙台市条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第三項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

(仙台市浄化槽事業条例の一部改正)

第二十六条 仙台市浄化槽事業条例(平成十五年仙台市条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項及び第三項並びに第十九条第一項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

(仙台市河川法の施行に関する条例の一部改正)

第二十七条 仙台市河川法の施行に関する条例(平成十二年仙台市条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表一の表発電の用に供するものの項中「二千円」を「二千百円」に、「四百五十円」を「四百六十円」

に改め、同表原動力の用に供するもの（発電の用に供するものを除く。）の項中「三六六、〇〇〇円」を「三七二、七〇〇円」に改める。

（仙台市都市公園条例の一部改正）

第二十八条 仙台市都市公園条例（昭和四十年仙台市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第五の一の表中

	一万七千四百円	一万七千四百円
	八千七百円	八千七百円
	二万三千二百円	二万三千二百円
	一万千六百円	一万千六百円
	一万七千四百円	一万七千四百円
	八千七百円	八千七百円
	四万六千七百円	四万六千七百円
	二万三千三百円	二万三千三百円
	六万二千三百円	六万二千三百円
	三万千円	三万千円
	四万六千七百円	四万六千七百円
	二万三千三百円	二万三千三百円
	二万二千九百五十円	二万二千九百五十円
	四万五千九百円	四万五千九百円
	三万六百元	三万六百元
	六万二千二百円	六万二千二百円
	二万二千九百五十円	二万二千九百五十円
	八千五百五十円	八千五百五十円
	四万五千九百円	四万五千九百円
	一万七千四百円	一万七千四百円
	八千五百五十円	八千五百五十円
	二万二千八百円	二万二千八百円
	一万七千四百円	一万七千四百円
	八千五百五十円	八千五百五十円
	一万七千四百円	一万七千四百円
	八千七百円	八千七百円
	二万三千二百円	二万三千二百円
	一万千六百円	一万千六百円
	八千七百円	八千七百円
	九万三千五百円にBを加算した額	九万三千五百円にBを加算した額
	十二万四千六百円にBを加算した額	十二万四千六百円にBを加算した額
	九万三千五百円にBを加算した額	九万三千五百円にBを加算した額
	十四万二百円にBを加算した額	十四万二百円にBを加算した額
	十八万七千円にBを加算した額	十八万七千円にBを加算した額
	十四万二百円にBを加算した額	十四万二百円にBを加算した額
	九万千八百円にBを加算した額	九万千八百円にBを加算した額
	十二万二千四百円にBを加算した額	十二万二千四百円にBを加算した額
	九万千八百円にBを加算した額	九万千八百円にBを加算した額
	十三万七千七百円にBを加算した額	十三万七千七百円にBを加算した額
	十八万三千六百円にBを加算した額	十八万三千六百円にBを加算した額
	十三万七千七百円にBを加算した額	十三万七千七百円にBを加算した額

に改め、同表備考第七号イ中「五千七百円」を「五千八百円」に、「二千八百五十円」を「二千九百円」に改め、同号ロ中「一万五千三百円」を「一万五千五百円」に、「七千六百五十円」を「七千七百円」に改め、同号ハ中「五千七百円」を「五千八百円」に、「二千八百五十円」を「二千九百円」に改め、

同号二中「三万六千円」を「三万九千円」に改め、同号ホ中「四万五千九百円」を「四万六千七百円」に改め、別表第五の二の表来賓室の項中「六千三百円」を「六千四百円」に改め、同表ウォーミングアップ場の項中「五百五十円」を「五百六十円」に改める。

別表第六中備考以外の部分を次のように改める。

別表第六（第十二条関係）

使用区分	使用時間		アマチュアスポーツに使用する場合														
	午前 (午前九時から正午まで)	午後 (午後一時から午後四時三十分まで)	入場料を徴収しない場合						入場料を徴収する場合								
			営利を目的としない場合			営利を目的とする場合			営利を目的としない場合			営利を目的とする場合					
			全面利用	半面利用	半面利用	全面利用	半面利用	全面利用	全面利用	半面利用	半面利用	全面利用					
平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日				
			三千四百円	四千円	二千五百円	二千七百円	六千六百元	七千九百元	四千九百元	四千元	四百八百元	七千七百円	五千五百円	二千九百元	四千元	三千四百円	六千六百元
			四千円	五千五百円	三千三百円	三千三百円	七千七百円	九千三百円	五千八百円	四千元	四千八百円	七千七百円	五千五百円	二千九百元	四千元	三千四百円	六千六百元
			四千元	五千五百円	三千三百円	三千三百円	七千七百円	九千三百円	五千八百円	四千元	四千八百円	七千七百円	五千五百円	二千九百元	四千元	三千四百円	六千六百元
			四千元	五千五百円	三千三百円	三千三百円	七千七百円	九千三百円	五千八百円	四千元	四千八百円	七千七百円	五千五百円	二千九百元	四千元	三千四百円	六千六百元
			四千元	五千五百円	三千三百円	三千三百円	七千七百円	九千三百円	五千八百円	四千元	四千八百円	七千七百円	五千五百円	二千九百元	四千元	三千四百円	六千六百元
			四千元	五千五百円	三千三百円	三千三百円	七千七百円	九千三百円	五千八百円	四千元	四千八百円	七千七百円	五千五百円	二千九百元	四千元	三千四百円	六千六百元
			四千元	五千五百円	三千三百円	三千三百円	七千七百円	九千三百円	五千八百円	四千元	四千八百円	七千七百円	五千五百円	二千九百元	四千元	三千四百円	六千六百元
			四千元	五千五百円	三千三百円	三千三百円	七千七百円	九千三百円	五千八百円	四千元	四千八百円	七千七百円	五千五百円	二千九百元	四千元	三千四百円	六千六百元
			四千元	五千五百円	三千三百円	三千三百円	七千七百円	九千三百円	五千八百円	四千元	四千八百円	七千七百円	五千五百円	二千九百元	四千元	三千四百円	六千六百元
			四千元	五千五百円	三千三百円	三千三百円	七千七百円	九千三百円	五千八百円	四千元	四千八百円	七千七百円	五千五百円	二千九百元	四千元	三千四百円	六千六百元
			四千元	五千五百円	三千三百円	三千三百円	七千七百円	九千三百円	五千八百円	四千元	四千八百円	七千七百円	五千五百円	二千九百元	四千元	三千四百円	六千六百元
			四千元	五千五百円	三千三百円	三千三百円	七千七百円	九千三百円	五千八百円	四千元	四千八百円	七千七百円	五千五百円	二千九百元	四千元	三千四百円	六千六百元

		その他のスポーツに使用する場合																								
入場料を徴収する場合		入場料を徴収する場合										入場料を徴収しない場合														
営利を目的としない場合		営利を目的とする場合					営利を目的とする場合					営利を目的とする場合					営利を目的とする場合									
半面利用		全面利用					半面利用					全面利用					半面利用					全面利用				
平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日					
1万8千800円	1万5千600円	3万000円	2万5千000円	4万7千000円	3万9千200円	7万5千300円	6万2千800円	2万8千200円	2万3千500円	4万5千200円	3万7千600円	1万5千600円	1万3千000円	2万5千000円	2万800円	9千300円	7千800円	1万5千000円	1万2千500円	2万2千500円	1万4千600円	2万9千300円				
2万2千000円	1万8千300円	3万5千000円	2万9千300円	5万5千000円	4万5千800円	8万8千000円	7万3千300円	3万3千000円	2万7千500円	5万2千700円	4万4千000円	1万8千300円	1万5千200円	2万9千300円	2万4千400円	1万000円	9千000円	1万7千500円	1万4千600円	2万4千600円	1万4千600円	2万9千300円				
4万4千000円	3万6千600円	7万300円	5万8千600円	11万000円	9万6千600円	17万6千000円	14万6千600円	6万6千000円	5万5千000円	10万5千500円	8万8千000円	3万6千600円	3万500円	5万8千600円	4万8千800円	2万2千000円	1万8千300円	3万5千000円	2万9千300円	2万9千300円	2万9千300円	2万9千300円				

スポーツ以外の催物に使用する場合													しない場合		
合 する場 営利を目的とする場合						合 する場 営利を目的とする場合						合 する場 営利を目的とする場合			
全面利用			全面利用			全面利用			全面利用			全面利用			
平日	土曜日・日曜日・休日	半面利用	平日	土曜日・日曜日・休日	半面利用	平日	土曜日・日曜日・休日	半面利用	平日	土曜日・日曜日・休日	半面利用	平日	土曜日・日曜日・休日	全面利用	
														四万八千八百円	
														四万八千八百円	
														九万七千七百円	
														五万二千円	
														十一万七千三百円	
														六万千円	
														七万三千三百円	
														十七万六千円	
														二十一万千円	
														十一万	
														十三万二千円	
														二十九万三千三百円	
														三十五万二千円	
														十八万三千三百円	
														二十二万	

別表第七庭球場の項中「六百元」を「六百元」に改め、同表運動広場海岸公園の項中「八千五百円」を「八千六百円」に、「二万四千四百円」を「二万六千六百円」に、「五千七百円」を「五千八百円」に改め、同表野外音楽堂の項中「七百二十円」を「七百三十円」に改め、同表馬術場の項中「六千六百円」を「六千七百円」に、「二万千円」を「二万二千円」に、「八千円」を「八千五百円」に、「七十五円」を「八十円」に改め、同表キャンプ場水の森公園専用利用宿泊棟の項中「六千円」を「六千五百円」に改め、同表パークゴルフ場海岸公園専用利用の項中「一万三千三百円」を「一万三千三百円」に、「一万七千五百円」を「一万七千八百円」に改め、同表備考第一号中「の二分の一」を「に二分の一を乗じて得た額（十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げる。）」に改める。

（仙台市茶室条例の一部改正）

第二十九条 仙台市茶室条例（平成三年仙台市条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表仙台市六幽庵の項中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表仙台市仙庵の項中「一三、二〇〇円」を「一三、四〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「二一、四〇〇円」に改める。

（仙台市市民センター条例の一部改正）

第三十条 仙台市市民センター条例（平成二年仙台市条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表一の表中備考以外の部分を次のように改める。  
 一 専用使用する場合

使用区分		金額	
仙台市生涯学習支援センター	会議室	一時間につき 六二〇円	
	第一セミナー室(A)	一時間につき 六二〇円	
	第一セミナー室(B)	一時間につき 六二〇円	
	第一セミナー室(C)	一時間につき 六二〇円	
	第二セミナー室	一時間につき 九三〇円	
	ミーティング室	一時間につき 三九〇円	
	和室	一時間につき 七九〇円	
	第一音楽室	一時間につき 一、〇〇〇円	
	第二音楽室	一時間につき 一、〇〇〇円	
	創作室(1)	一時間につき 七九〇円	
	創作室(2)	一時間につき 七九〇円	
	トレーニング室	一時間につき 七九〇円	
	仙台市青葉区中央市民センター	体育館	午前 二、五〇〇円 午後 三、〇〇〇円 夜間 三、一〇〇円
		第一会議室	一時間につき 七九〇円
		第二会議室	一時間につき 七九〇円
第三会議室		一時間につき 六二〇円	
第四会議室		一時間につき 七九〇円	
第五会議室		一時間につき 六二〇円	
和室		一時間につき 七九〇円	
調理実習室		一時間につき 九三〇円	
音楽室		一時間につき 九三〇円	
小ホール(1)		一時間につき 九三〇円	
小ホール(2)		一時間につき 七九〇円	
ホール		午前 二、五〇〇円	
		午後 三、〇〇〇円	
		夜間 三、一〇〇円	
第一会議室		一時間につき 九三〇円	
第二会議室	一時間につき 六二〇円		
第三会議室	一時間につき 九三〇円		
第四会議室	一時間につき 六二〇円		



		仙台市宮城野区中央市民センター										仙台市若林区中央市民センター										仙台市太白区中央市民センター											
		和室(1)	和室(2)	調理実習室	音楽室	創作室	体育館		第一会議室	第二会議室	第三会議室	第四会議室	セミナー室(A)	セミナー室(B)	和室(1)	和室(2)	和室(3)	和室(4)	調理実習室	創作室	ホール	大会議室	中会議室	第一小会議室	第二小会議室	第三小会議室	和室(大)	和室(小)	調理実習室	音楽室	創作室	体育館	
午後	午前	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	午後	午前	
三、〇〇〇円	二、五〇〇円	七九〇円	九三〇円	九三〇円	九三〇円	六二〇円	六二〇円	六二〇円	六二〇円	六二〇円	六二〇円	六二〇円	六二〇円	六二〇円	三九〇円	三九〇円	三九〇円	三九〇円	九三〇円	六二〇円	三、一〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	六二〇円	六二〇円	九三〇円	六二〇円	六二〇円	七九〇円	九三〇円	九三〇円	三、〇〇〇円

仙台市福沢市民センター										仙台市北山市民センター										仙台市柏木市民センター										仙台市泉区中央市民センター									
視聴覚室	和室(3)	和室(2)	和室(1)	第三会議室	第二会議室	第一会議室	トレーニング室	調理実習室	和室(4)	和室(3)	和室(2)	和室(1)	第三会議室	第二会議室	第一会議室	ホール	ホール	ホール	ホール	会議室	和室(1)	和室(2)	和室(2)	和室(1)	研修室	第三会議室	第二会議室	第一会議室	第一会議室										
一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	夜間	午後	午前	午後	午前	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	夜間									
七三〇円	三九〇円	三九〇円	九三〇円	七九〇円	九三〇円	六二〇円	七三〇円	七三〇円	六二〇円	六二〇円	三九〇円	九三〇円	九三〇円	三九〇円	九三〇円	三、一〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	七九〇円	七三〇円	九三〇円	六二〇円	七九〇円	七九〇円	三九〇円	三九〇円	九三〇円	三、一〇〇円									

仙台市水の森市民センター ター	和室(3)	午前	一時間につき	六二〇円
	和室(2)	午前	一時間につき	六二〇円
	和室(1)	午前	一時間につき	七九〇円
	会議室兼調理実習室	午前	一時間につき	七九〇円
	会議室	午前	一時間につき	七九〇円
	体育館	午後	一時間につき	三、〇〇〇円
	和室(3)	午後	一時間につき	六二〇円
	和室(2)	午後	一時間につき	六二〇円
	和室(1)	午後	一時間につき	七九〇円
	会議室兼調理実習室	午後	一時間につき	六二〇円
仙台市片平市民センター ター	第一会議室	午前	一時間につき	七九〇円
	第二会議室	午前	一時間につき	六二〇円
	会議室兼調理実習室	午後	一時間につき	六二〇円
	体育館	午後	一時間につき	三、〇〇〇円
	和室(2)	午後	一時間につき	六二〇円
	和室(1)	午後	一時間につき	六二〇円
	和室(3)	夜間	一時間につき	三、一〇〇円
	和室(2)	夜間	一時間につき	三、〇〇〇円
	和室(1)	夜間	一時間につき	二、五〇〇円
	体育館	夜間	一時間につき	三、一〇〇円
仙台市三本松市民センター ター	和室(2)	午前	一時間につき	六二〇円
	和室(1)	午前	一時間につき	六二〇円
	会議室兼調理実習室	午後	一時間につき	九三〇円
	会議室	午後	一時間につき	六二〇円
	ホール	午後	一時間につき	三、〇〇〇円
	小ホール	午後	一時間につき	三、〇〇〇円
	展示ホール(2)	午後	一時間につき	七九〇円
	展示ホール(1)	午後	一時間につき	七三〇円
	第三会議室	夜間	一時間につき	九三〇円
	第二会議室	夜間	一時間につき	七九〇円
仙台市旭ヶ丘市民センター ター	第一会議室	午前	一時間につき	一、〇〇〇円
	第二会議室	午前	一時間につき	七九〇円
	第三会議室	午後	一時間につき	七九〇円
	体育館	午後	一時間につき	三、〇〇〇円
	調理実習室	午後	一時間につき	三、〇〇〇円
	調理実習室	夜間	一時間につき	三、一〇〇円
	調理実習室	夜間	一時間につき	三、一〇〇円
	調理実習室	夜間	一時間につき	三、一〇〇円
	調理実習室	夜間	一時間につき	三、一〇〇円
	調理実習室	夜間	一時間につき	三、一〇〇円

	体育館		午後 三、〇〇〇円 夜間 三、一〇〇円
仙台市貝ヶ森市民センター ター	会議室	一時間につき 九三〇円	
	会議室兼調理実習室	一時間につき 七九〇円	
	和室(1)	一時間につき 九三〇円	
	和室(2)	一時間につき 六二〇円	
	ホール	午前 二、五〇〇円 午後 三、〇〇〇円 夜間 三、一〇〇円	
	会議室	一時間につき 七九〇円	
	会議室兼調理実習室	一時間につき 七九〇円	
仙台市中山市民センター ター	和室(1)	一時間につき 九三〇円	
	和室(2)	一時間につき 六二〇円	
	会議室	一時間につき 七九〇円	
	ホール	午前 二、五〇〇円 午後 三、〇〇〇円 夜間 三、一〇〇円	
	会議室	一時間につき 九三〇円	
	会議室兼調理実習室	一時間につき 七九〇円	
	和室(1)	一時間につき 九三〇円	
仙台市折立市民センター ター	和室(2)	一時間につき 三九〇円	
	ホール	午前 二、五〇〇円 午後 三、〇〇〇円 夜間 三、一〇〇円	
	第一会議室	一時間につき 九三〇円	
	第二会議室	一時間につき 三九〇円	
	和室(1)	一時間につき 九三〇円	
	和室(2)	一時間につき 三九〇円	
	調理実習室	一時間につき 一、〇〇〇円	
仙台市木町通市民センター ター	ホール	午前 二、五〇〇円 午後 三、〇〇〇円 夜間 三、一〇〇円	
	会議室	一時間につき 六二〇円	
	セミナー室(A)	一時間につき 六二〇円	
	セミナー室(B)	一時間につき 六二〇円	
	和室(1)	一時間につき 六二〇円	

			仙台市宮城西市民セン ター			仙台市大沢市民セン ター			仙台市落合市民セン ター			仙台市吉成市民セン ター			仙台市高砂市民セン ター					
和室(2)	創作室	第一会議室	第二会議室	和室(1)	和室(2)	ホール	会議室兼調理実習室	和室(1)	和室(2)	和室	ホール	会議室	会議室兼調理実習室	和室	第一会議室	第二会議室	和室(1)	和室(2)	調理実習室	ホール
一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後
三九〇円	六二〇円	六二〇円	六二〇円	六二〇円	六二〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	六二〇円	七九〇円	七九〇円	九三〇円	三、〇〇〇円

仙台市岩切市民センター ター										講義室	夜間	三、一〇〇円
仙台市岩切市民センター ター										第一研修室	一時間につき	三九〇円
仙台市岩切市民センター ター										第二研修室	一時間につき	七九〇円
仙台市岩切市民センター ター										和室(1)	一時間につき	六二〇円
仙台市岩切市民センター ター										和室(2)	一時間につき	六二〇円
仙台市岩切市民センター ター										視聴覚室	一時間につき	七三〇円
仙台市岩切市民センター ター										調理実習室	一時間につき	九三〇円
仙台市岩切市民センター ター										創作室	一時間につき	三九〇円
仙台市鶴ヶ谷市民センター ター										第一会議室	一時間につき	九三〇円
仙台市鶴ヶ谷市民センター ター										第二会議室	一時間につき	六二〇円
仙台市鶴ヶ谷市民センター ター										第三会議室	一時間につき	六二〇円
仙台市鶴ヶ谷市民センター ター										和室	一時間につき	六二〇円
仙台市鶴ヶ谷市民センター ター										調理実習室	一時間につき	九三〇円
仙台市鶴ヶ谷市民センター ター										ホール	午後	二、五〇〇円
仙台市鶴ヶ谷市民センター ター										ホール	午後	三、〇〇〇円
仙台市鶴ヶ谷市民センター ター										ホール	夜間	三、一〇〇円
仙台市鶴ヶ谷市民センター ター										ミーティングルーム(1)	一時間につき	九三〇円
仙台市鶴ヶ谷市民センター ター										ミーティングルーム(2)	一時間につき	六二〇円
仙台市鶴ヶ谷市民センター ター										和室(1)	一時間につき	三九〇円
仙台市鶴ヶ谷市民センター ター										和室(2)	一時間につき	三九〇円
仙台市鶴ヶ谷市民センター ター										体育館	午後	三、〇〇〇円
仙台市鶴ヶ谷市民センター ター										体育館	午前	二、五〇〇円
仙台市鶴ヶ谷市民センター ター										体育館	夜間	三、一〇〇円
仙台市東部市民センター ター										会議室	一時間につき	六二〇円
仙台市東部市民センター ター										和室(1)	一時間につき	三九〇円
仙台市東部市民センター ター										和室(2)	一時間につき	三九〇円
仙台市東部市民センター ター										和室(3)	一時間につき	七九〇円
仙台市東部市民センター ター										調理実習室	一時間につき	七三〇円
仙台市東部市民センター ター										体育館	午前	二、五〇〇円
仙台市東部市民センター ター										体育館	午後	三、〇〇〇円
仙台市東部市民センター ター										体育館	夜間	三、一〇〇円

仙台市七郷市民セン ター										仙台市福室市民セン ター										仙台市田子市民セン ター										仙台市幸町市民セン ター									
体育館					創作室	調理実習室	視聴覚室	和室(3)	和室(2)	和室(1)	第二研修室	第一研修室	会議室	ホール					調理実習室	和室(2)	和室(1)	第二会議室	第一会議室	ホール					調理実習室	和室(2)	和室(1)	会議室兼調理実習室	会議室						
夜間	午後	午前	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	夜間	午後	午前	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	夜間	午後	午前	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき						
三、一〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	六二〇円	九三〇円	九三〇円	三九〇円	三九〇円	三九〇円	七九〇円	七九〇円	三九〇円	三九〇円	三、一〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円	六二〇円	九三〇円	九三〇円	三九〇円	三九〇円	三、一〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	三、一〇〇円	六二〇円	九三〇円	九三〇円	七九〇円	七九〇円							

		仙台市荒町市民センター ター						仙台市六郷市民センター ター						仙台市若林市民センター ター						仙台市沖野市民センター ター						
第一会議室	第二会議室	第三会議室	和室(1)	和室(2)	調理実習室	ホール	第一会議室	第二会議室	第三会議室	和室(1)	和室(2)	調理実習室	体育館	会議室	会議室兼調理実習室	和室(1)	和室(2)	ホール	会議室	会議室兼調理実習室	和室(1)	和室(2)	ホール	第一講義室	第二講義室	
一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	
三九〇円	三九〇円	三九〇円	九三〇円	三九〇円	七三〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	二、五〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	六二〇円	三九〇円



仙台市生出市民セン ター		和室	一時間につき	六二〇円
		調理実習室	一時間につき	七三〇円
		体育館	午前	二、五〇〇円
			午後	三、〇〇〇円
			夜間	三、一〇〇円
		講義室	一時間につき	六二〇円
		第一研修室	一時間につき	七九〇円
		第二研修室	一時間につき	七九〇円
		和室(1)	一時間につき	六二〇円
		和室(2)	一時間につき	六二〇円
		視聴覚室	一時間につき	七三〇円
		調理実習室	一時間につき	九三〇円
		体育館	午前	二、五〇〇円
			午後	三、〇〇〇円
			夜間	三、一〇〇円
		第一会議室	一時間につき	三九〇円
		第二会議室	一時間につき	三九〇円
		第三会議室	一時間につき	七九〇円
		会議室兼調理実習室	一時間につき	七九〇円
		和室	一時間につき	三九〇円
		ホール	午前	二、五〇〇円
			午後	三、〇〇〇円
			夜間	三、一〇〇円
		会議室	一時間につき	三九〇円
		会議室兼調理実習室	一時間につき	九三〇円
		和室(1)	一時間につき	六二〇円
		和室(2)	一時間につき	九三〇円
		体育館	午前	二、五〇〇円
			午後	三、〇〇〇円
			夜間	三、一〇〇円
		会議室	一時間につき	六二〇円
		会議室兼調理実習室	一時間につき	九三〇円
		第一研修室	一時間につき	六二〇円
		第二研修室	一時間につき	七九〇円
		第三研修室	一時間につき	七九〇円
仙台市八木山市民セン ター				

		仙台市山田市民セン ター				仙台市茂庭台市民セン ター				仙台市東中田市民セン ター				仙台市柳生市民セン ター						
		和室(2)	和室(1)	会議室兼調理実習室	会議室	体育館	和室(2)	和室(1)	会議室兼調理実習室	会議室	体育館	和室(2)	和室(1)	会議室兼調理実習室	会議室	体育館	和室(2)	和室(1)	会議室兼調理実習室	会議室
第二会議室	第一会議室	ホール	ホール	ホール	ホール	ホール	ホール	ホール	ホール	ホール	ホール	ホール	ホール	ホール	ホール	ホール	ホール	ホール	ホール	ホール
一時間につき	一時間につき	夜間	午後	午前	午前	夜間	午後	午前	午前	夜間	午後	午前	午前	夜間	午後	午前	夜間	午後	午前	午前
六二〇円	九三〇円	三、一〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	三九〇円	三、一〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	九三〇円	三、一〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	六二〇円	九三〇円	三、一〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	六二〇円	九三〇円	三、一〇〇円

仙台市富沢市民センター タ1		和室(1)	一時間につき	九三〇円
		和室(2)	一時間につき	六二〇円
		調理実習室	一時間につき	九三〇円
		ホール	午後	二、五〇〇円
			夜間	三、一〇〇円
		第一会議室	一時間につき	九三〇円
		第二会議室	一時間につき	六二〇円
		研修室	一時間につき	七九〇円
		和室(1)	一時間につき	六二〇円
		和室(2)	一時間につき	六二〇円
		調理実習室	一時間につき	九三〇円
		ホール	午前	二、五〇〇円
			午後	三、〇〇〇円
			夜間	三、一〇〇円
		会議室	一時間につき	七九〇円
		調理実習室	一時間につき	四八〇円
仙台市馬場市民センター タ1		体育館	午後	二、四〇〇円
			午前	二、〇〇〇円
			夜間	二、五〇〇円
		会議室	一時間につき	三九〇円
		講義室	一時間につき	三九〇円
		和室	一時間につき	六二〇円
		視聴覚室	一時間につき	四八〇円
		調理実習室	一時間につき	四八〇円
		集会室	午後	二、五〇〇円
			午前	二、〇〇〇円
			夜間	三、一〇〇円
		大会議室	一時間につき	九三〇円
		小会議室	一時間につき	六二〇円
		和室	一時間につき	七九〇円
		調理実習室	一時間につき	九三〇円
		工作室	一時間につき	六二〇円
		ホール	午後	三、〇〇〇円
			午前	二、五〇〇円
			夜間	三、一〇〇円
仙台市根白石市民センター タ1		和室(1)	一時間につき	九三〇円

		仙台市南光台市民センター ター1						仙台市黒松市民センター ター1						仙台市将監市民センター ター1																
		ホール	調理実習室	和室	第四会議室	第三会議室	第二会議室	第一会議室							ホール	調理実習室	多目的室	第一研修室	第二研修室	第三研修室	和室(1)	和室(2)	調理実習室	ホール	会議室	第一研修室	第二研修室	和室	調理実習室	体育館
夜間		一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	三、一〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	
午後		一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	三、一〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	
午前		一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	三、一〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	
夜間		一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	三、一〇〇円	二、五〇〇円	三、〇〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	

仙台市長命ヶ丘市民センター			仙台市寺岡市民センター								仙台市松陵市民センター						仙台市高森市民センター													
ホール		和室(2)	和室(1)	会議室兼調理実習室	会議室	ホール		トレーニング室	調理実習室	和室	第三研修室	第二研修室	第一研修室	ホール		工作室	調理実習室	和室	第三研修室	第二研修室	第一研修室	ホール		工作室	音楽室	調理実習室	和室	第三研修室	第二研修室	第一研修室
夜間	午後	午前	一時間につき	一時間につき	一時間につき	夜間	午後	午前	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	夜間	午後	午前	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	夜間	午後	午前	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
三、一〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	九三〇円	六二〇円	七九〇円	三、一〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	六二〇円	七三〇円	六二〇円	六二〇円	六二〇円	三、一〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	六二〇円	七三〇円	六二〇円	六二〇円	六二〇円	三、一〇〇円	三、〇〇〇円	二、五〇〇円	六二〇円	七三〇円	六二〇円	六二〇円	六二〇円	七九〇円

仙台市松森市民センター ター	会議室	一時間につき	九三〇円	
	和室(大)	一時間につき	九三〇円	
	和室(小)	一時間につき	六二〇円	
	調理実習室	一時間につき	九三〇円	
	工作室	一時間につき	六二〇円	
	ホール	午前	二、五〇〇円	
		午後	三、〇〇〇円	
		夜間	三、一〇〇円	
	仙台市桂市民センター	第一会議室	一時間につき	九三〇円
		第二会議室	一時間につき	三九〇円
		和室(1)	一時間につき	九三〇円
		和室(2)	一時間につき	六二〇円
調理実習室		一時間につき	九三〇円	
創作室		一時間につき	六二〇円	
ホール		午前	二、五〇〇円	
		午後	三、〇〇〇円	
		夜間	三、一〇〇円	
仙台市南中山市民センター ター		第一会議室	一時間につき	九三〇円
	第二会議室	一時間につき	六二〇円	
	研修室	一時間につき	九三〇円	
	和室(1)	一時間につき	三九〇円	
	和室(2)	一時間につき	三九〇円	
	和室(3)	一時間につき	三九〇円	
	調理実習室	一時間につき	七三〇円	
	体育館	午前	二、五〇〇円	
		午後	三、〇〇〇円	
		夜間	三、一〇〇円	

(仙台市博物館条例の一部改正)

第三十一条 仙台市博物館条例(昭和六十年仙台市条例第二十九号)の一部を次のように改正する。  
別表第二ホールの項中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、二〇〇円」に改める。

(仙台市科学館条例の一部改正)

第三十二条 仙台市科学館条例(平成二年仙台市条例第九号)の一部を次のように改正する。  
別表個人利用一般の項中「五四〇円」を「五五〇円」に改める。  
(仙台市天文台条例の一部改正)

第三十三条 仙台市天文台条例（昭和四十三年仙台市条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一常設展個人利用一般の項、プラネタリウム個人利用一般の項及び常設展・プラネタリウム共通個人利用高校生の項中「六〇〇円」を「六一〇円」に改め、同表常設展・プラネタリウム共通団体利用一般の項中「八〇〇円」を「八一〇円」に改める。

（仙台市メディアテーク条例の一部改正）

第三十四条 仙台市メディアテーク条例（平成十二年仙台市条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表一イの表中

二八、〇〇〇円	二八、五〇〇円
二八、〇〇〇円	二八、五〇〇円
二八、〇〇〇円	二八、五〇〇円
五二、〇〇〇円	五二、九〇〇円
七二、〇〇〇円	七三、三〇〇円
三九、〇〇〇円	三九、七〇〇円
三九、〇〇〇円	三九、七〇〇円
七二、〇〇〇円	七三、三〇〇円

に改め、

別表一口の表中

六〇、〇〇〇円	六一、一〇〇円
一一〇、〇〇〇円	一一二、二〇〇円

に改め、

別表一ハの表スタジオシアター入場料を徴収しない場合の項中「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、三〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、一〇〇円」に改め、同表スタジオシアター二、〇〇〇円以下の入場料を徴収する場合の項中「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、三〇〇円」に改め、同表スタジオシアター二、〇〇〇円を超える入場料を徴収する場合の項中「一六、二〇〇円」を「一六、五〇〇円」に、「二二、六〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、五〇〇円」に改め、同表託児室の項中「六〇〇円」を「六一〇円」に、「八〇〇円」を「八一〇円」に改める。

（仙台市泉岳自然ふれあい館条例の一部改正）

第三十五条 仙台市泉岳自然ふれあい館条例（平成二十四年仙台市条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の表体育館専用利用する場合の項中「七〇〇円」を「七一〇円」に改め、同表研修室専用利用する場合の項中「九〇〇円」を「九一〇円」に改め、別表二の表学校利用テントサイトの項中「七〇〇円」を「七一〇円」に改める。

（仙台市乗合自動車運賃条例の一部改正）

第三十六条 仙台市乗合自動車運賃条例（平成二十二年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百五十円」を「百六十円」に改める。  
 第十三条中「五百十円」を「五百二十円」に改める。  
 附則第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。  
 附則第三項及び第四項中「百五分の百八」を「百五分の百十」に改める。  
 附則第五項を次のように改める。

5 当分の間、一日旅客運賃の額は、別表一日旅客運賃の項の規定にかかわらず、各種使用料、手数料等の改定に関する条例（平成三十一年仙台市条例第 号）第三十六条の規定による改正前の仙台市乗合自動車運賃条例附則第五項の規定により算出した一日旅客運賃の額に百分の百十を乗じて得た額（十円未満の端数が生じたときは、十円を単位に四捨五入して得た額）とする。

別表中

五千九百四十円	五千九百七十円
一万七千八百二十円	一万七千九百十円
三万五千六百四十円	三万五千八百二十円
二千九百七十円	二千九百九十円
八千九百十円	八千九百七十円
一万七千八百二十円	一万七千九百四十円
五千九百四十円	五千九百七十円
一万七千八百二十円	一万七千九百十円
三万五千六百四十円	三万五千八百二十円
二千九百七十円	二千九百九十円
八千九百十円	八千九百七十円
一万七千八百二十円	一万七千九百四十円

に改める。

（仙台市貸切自動車旅客運送条例の一部改正）

第三十七条 仙台市貸切自動車旅客運送条例（昭和三十二年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の八」を「百分の十」に改める。

（仙台市高速鉄道運賃条例の一部改正）

第三十八条 仙台市高速鉄道運賃条例（昭和六十二年仙台市条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「五百十円」を「五百二十円」に改める。

附則第二項及び第三項中「百三分の百八」を「百三分の百十」に改める。

別表中

二百円	二百十円
二百五十円	二百五十円
三百円	三百十円

に、



三百三十円
三百六十円

三百四十円
三百七十円

六千九百五十円
二万八百五十円
四万千七百円
三千四百八十円
一万四百四十円
二万八百八十円
八千三百四十円
二万五千二十円
五万四十円
四千百七十円
一万二千五百十円
二万五千二十円
五千四百十円
一万五千四百二十円
三万八百四十円
二千五百七十円
七千七百十円
一万五千四百二十円
六千三百二十円
一万八千九百六十円
三万七千九百二十円
三千百六十円
九千四百八十円
一万八千九百六十円

を

六千九百九十円
二万九百七十円
四万千九百四十円
三千五百円
一万五百円
二万千円
八千三百九十円
二万五千百七十円
五万三百四十円
四千二百円
一万二千六百円
二万五千二百円
五千百七十円
一万五千五百十円
三万千二十円
二千五百九十円
七千七百七十円
一万五千五百四十円
六千三百六十円
一万九千八十円
三万八千百六十円
三千百八十円
九千五百四十円
一万九千八十円

に改める。

(仙台市ガス供給条例の一部改正)

第三十九条 仙台市ガス供給条例(平成八年仙台市条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十二号中「百分の八」を「百分の十」に改める。

第二十四条第一項中「〇・〇〇〇八六四」を「〇・〇〇〇八八」に改める。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第一(第二十三条―第二十五条, 第三十一条, 第三十四条関係)

使用量	基本料金	基準単位料金
(検針メーター1個につき)		(1立方メートルにつき)
20立方メートル以下	647.90円	192.34円

20立方メートルを超え100立方メートル以下	770.00円	186.23円
100立方メートルを超え300立方メートル以下	990.00円	184.05円
300立方メートルを超えるもの	2,530.00円	178.92円

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第二(第二十五条、第三十条関係)

定額基本料金	変動基本料金単価 (1立方メートルにつき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
118,800.00円	2,310.00円	192.34円

(仙台市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正)

第四十条 仙台市病院事業使用料及び手数料条例(昭和六十三年仙台市条例第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号イ中「五千四百円」を「五千五百円」に改め、同号ロ中「三千二百四十円」を「三千三百円」に改め、同項第七号イ中「二千七百円」を「二千七百五十円」に改め、同号ロ中「千六百二十円」を「千六百五十円」に改め、同項第八号中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第三十六条から第三十八条までの規定は、同日以後において市長が定める日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置の原則)

2 附則第四項及び第五項に定めるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前になされた使用の許可その他これに類する行為(次項において「使用の許可等」という。)に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日以後になされた使用の許可等について、施行日前に使用の予約その他の使用の許可等に準ずるものとして市長又は教育委員会が認める行為があった場合においては、当該行為を使用の許可等とみなして前項の規定を適用することができる。

(仙台市下水道条例等の一部改正に伴う経過措置)

4 第二十三条の規定による改正後の仙台市下水道条例第十一条の三第二項及び第三項並びに第十一条の五第一項の規定、第二十四条の規定による改正後の仙台市農業集落排水事業条例第十四条第二項及び第三項並びに第十六条第一項の規定、第二十五条の規定による改正後の仙台市地域下水道条例第八条第二項及び第三項の規定並びに第二十六条の規定による改正後の仙台市浄化槽事業条例第十八条第二項及び第三項並びに第十九条第一項の規定にかかわらず、施行日前から継続している公共下水道、農業集落排水処理施設、地域下水道又は公設浄化槽の使用で施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

(仙台市ガス供給条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第三十九条の規定による改正後の仙台市ガス供給条例第二条第二項第十二号、第二十四条、別表第

一及び別表第二の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給しているガスの使用で施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

6 施行日前になされた申請その他これに類する行為に係る手数料については、なお従前の例による。

#### 理 由

消費税法及び地方税法の改正を考慮し、各種使用料、手数料等を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十三号議案

### 仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

仙台市職員定数条例の一部を改正する条例

仙台市職員定数条例（昭和二十六年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一四、四一人」を「一四、五九一人」に改め、同条第一号中「四、六六四人」を「四、七七一人」に、「三三一人」を「三四九人」に改め、同条第三号中「八一八人」を「八〇八人」に改め、同条第五号中「八五六人」を「八六三人」に改め、同条第九号中「六、一四九人」を「六、二一三人」に、「五、七二四人」を「五、七八〇人」に改め、同条第十二号中「一、〇八一人」を「一、〇九三人」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

理由

市長の事務部局、福祉事務所、市立病院及び教育委員会の事務部局等の職員並びに消防職員の定数を増加させるとともに、交通局の職員の定数を減少させるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十四号議案

### 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する 条例等の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部を改正する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「第二十二条第一項に規定する」を「第二十二条の規定により」に改める。

一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年仙台市条例第八十八号) 第二条第二項第三号

二 仙台市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年仙台市条例第五十六号) 第二条第二項第三号及び第十一条第三号

(仙台市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第二条 仙台市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和二十六年仙台市条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「給料の月額」を「給料(法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員にあつては、基本報酬(職員の給与に関する条例(昭和二十六年仙台市条例第六十五号) 第四条第二項の基本報酬をいう。以下この条において同じ。)の月額(給料又は基本報酬が月額で定められている職員にあつては、月額)」に改める。

(仙台市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第三条 仙台市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年仙台市条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「地方公務員法」の下に「第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員及び同法」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

#### 理 由

地方公務員法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十五号議案

### 仙台市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市職員の育児休業等に関する条例（平成四年仙台市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(2) その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）（第二条の四の規定に該当する場合にあっては、二歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(3) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員

ロ 第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が一歳に達する日（以下このロ及び同条において「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日）が一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の三を第二条の五とし、第二条の二の次に次の二条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）

第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日

二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合

（当該育児休業の期間の初日とされた日）が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が一歳二か月に達する日（当該日）が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一

歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項及び第二項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日)と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六か月到達日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合  
又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合  
二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

第三条第六号中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号、次条第一号及び第九条第七号において同じ。)」を削り、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第二条の三第三号に掲げる場合に該当すること又は第二条の四の規定に該当すること

第五条の三第二項中「している職員」の下に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業をしている地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の期末手当の支給に関しては、市長が定めるところによる。

第六条中「した職員」の下に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第七条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、育児休業をした会計年度任用職員の退職手当の取扱いについては、市長が定めるところによる。

第十七条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第十七条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員

第十八条第一項中「いう。」の下に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間」を加え、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から市長が定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第十九条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、市長が定めるところにより給与額を減額して支給する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

(委任)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

#### 理 由

地方公務員法の改正を考慮し、非常勤職員の育児休業及び部分休業に関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第二十六号議案

### 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年仙台市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

職員の旅費等に関する条例

目次中「第四章 雑則（第三十九条―第四十二条）」を

「第四章 旅費の調整等（第三十九条―第四十条）」

第五章 費用弁償（第四十一条） に改める。

第六章 雑則（第四十二条・第四十三条） 「」

第一条第一項中「旅費」の下に「及び費用弁償」を加え、同条第二項中「、臨時的任用職員及び非常勤職員」を削り、「旅費」の下に「及び費用弁償」を加える。

第三条第一項中「職員が」を「職員（地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員（第四十一条において「パートタイム会計年度任用職員」という。）を除く。以下この章から第五章までにおいて同じ。）が」に、「または」を「又は」に改める。

「第四章 雑則」を「第四章 旅費の調整等」に改める。

第四十二条を第四十三条とし、第四十一条を第四十二条とし、第四十条の次に次の一章及び章名を加える。

第五章 費用弁償

（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償）

第四十一条 パートタイム会計年度任用職員には、職員の旅費（第六条第一項に規定する旅費をいい、同条第十四項の日額旅費及び同条第十五項の旅行手当を含む。以下この条において同じ。）の支給の例により、旅費に相当する費用弁償を支給する。

第六章 雑則

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

（仙台市顧問及び参与の設置に関する条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「職員等の旅費に関する条例」を「職員の旅費等に関する条例」に改める。

一 仙台市顧問及び参与の設置に関する条例（昭和六十二年仙台市条例第五十二号） 第五条

二 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年仙台市条例

第八十八号） 第七条

三 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号） 第十四条、第十五条及び第十八条

四 仙台市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年仙台市条例第二十九号）第二十一条第二項

理由

地方公務員法及び地方自治法の改正を考慮し、会計年度任用職員等の旅費及び費用弁償について定めるとともに、条例の題名を職員の旅費等に関する条例に改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十七号議案

### 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「職員の」を「職員（法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び期末手当とする。

3 法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬及び期末手当とする。

第三条第一項中「次条第二項」を「次条第三項」に改める。

第四条の見出し中「給料」の下に「及び基本報酬」を加え、同条第一項中「勤務時間を」を「勤務時間（会計年度任用職員にあっては、任命権者が定める会計年度任用職員に係る勤務時間）を」に、「給料」を「給料」に改め、同条第二項中「給料額」を「給料（パートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬。第八条において同じ。）の額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員には、正規の勤務時間における勤務に対する報酬として、基本報酬を支給する。

第七条の三の次に次の一条を加える。

（会計年度任用職員の給料及び基本報酬）

第七条の四 フルタイム会計年度任用職員の給料及びパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の月額額は、当該フルタイム会計年度任用職員又は当該パートタイム会計年度任用職員が給料表の適用を受ける職員であるとした場合に当該フルタイム会計年度任用職員又は当該パートタイム会計年度任用職員が適用を受けることとなる各給料表の一級（当該フルタイム会計年度任用職員又は当該パートタイム会計年度任用職員が医師又は歯科医師である場合にあっては、医療職給料表（一）の四級）における最高の号俸の給料月額（次項において「上限額」という。）を超えない範囲内で、その職務の内容、責任の軽重、勤務の形態等を考慮して任命権者が定める額とする。

2 フルタイム会計年度任用職員の給料及びパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の日額は、上限額に十二を乗じ、その額を三十八・七五に五十二を乗じた数から市長が規則で定める数を減じた数で除した額に七・七五を乗じた額（当該フルタイム会計年度任用職員又は当該パートタイム会計年度任用職員が医師又は歯科医師である場合にあっては、五万八千円）を超えない範囲内で、任命権者が定める額とする。

第八条の見出し中「給料」の下に「及び基本報酬」を加え、同条第二項中「給料額」を「給料の額」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第五項中「給料額」を「給料の額」に、「以下同じ。」を「第十九条第一

項において同じ。)(会計年度任用職員にあっては、任命権者が定める日」に改める。

第十一条の二第二項中「合計額」の下に「(フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料の月額)」を加える。

第十九条の五第一項中「期末手当」の下に「(会計年度任用職員に係る期末手当を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「から第十九条の七まで」を「第十九条の六及び第十九条の七」に改め、「する職員」の下に「(会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「次条」を「第十九条の六」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の五の二 会計年度任用職員に係る期末手当は、任命権者が定める日(次条において「会計年度任用職員基準日」という。)に在職する会計年度任用職員(任命権者が定める者を除く。)に対して、任命権者が定める日(次条において「会計年度任用職員支給日」という。)に支給する。

2 会計年度任用職員に係る期末手当の額は、常勤の職員の期末手当を考慮しつつ、その職務の内容、責任の軽重、勤務の形態等を勘案して任命権者が定める。

3 前二項に規定するもののほか、会計年度任用職員に係る期末手当に関し必要な事項は、任命権者が定める。

第十九条の六中「には、」の下に「第十九条の五第一項及び」を、「の基準日」の下に「(会計年度任用職員にあっては、会計年度任用職員基準日。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同条第一号中「支給日」の下に「(会計年度任用職員にあっては、会計年度任用職員支給日。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

第二十条第五項中「前条第一項」とあるのは「」を「第十九条の五第一項及び前条第一項」とあるのは「前条第一項及び」に改める。

第二十二条を次のように改める。

(臨時職員についての適用除外)

第二十二条 第二十条の六及び第二十一条の規定は、臨時の職員には適用しない。

第二十二条の次に次の二条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員についての適用除外)

第二十二条の二 第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十一条の三から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条から第十九条の四の三まで、第二十条、第二十条の三、第二十条の四、第二十条の六及び第二十一条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 第八条、第十一条の二及び第十四条の規定は、フルタイム会計年度任用職員で、給料が日額で支給されるものには適用しない。

(パートタイム会計年度任用職員についての適用除外)

第二十二条の三 第五条から第七条まで、第九条から第十七条まで、第十九条から第十九条の四の三まで、第二十条、第二十条の三、第二十条の四、第二十条の六及び第二十一条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。

2 第八条の規定は、パートタイム会計年度任用職員で、基本報酬が日額で支給されるものには適用しない。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第二十三条の二 パートタイム会計年度任用職員には、基本報酬のほか、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に相当する報酬を支給する。

(臨時の職員等の給与の細目)

第二十三条の三 この条例に定めるもののほか、臨時の職員及び会計年度任用職員の給与に関し必要な事項は、常勤の職員(臨時の職員を除く。)の給与を考慮しつつ、それぞれその職務の内容、責任の軽重、勤務の形態等を勘案して任命権者が定める。

2 任命権者が定める臨時の職員及び会計年度任用職員の給与に関しては、この条例の規定にかかわらず、それぞれその職務の特殊性等を考慮して任命権者が別に定めるところによる。

別表第六教員特殊業務手当の項第四号中「通称」の次に「(会計年度任用職員)については、教育」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

(仙台市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

2 仙台市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年仙台市条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第十九条の四の二から第二十条まで」を「第十九条の四の二から第十九条の五まで、第十九条の六から第二十条まで」に改める。

理 由

地方公務員法及び地方自治法の改正を考慮し、会計年度任用職員等の給与に関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十八号議案

### 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例及び仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

技能職員の給与の種類及び基準に関する条例及び仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第一条 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年仙台市条例第六号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

- 第一章 総則(第一条)
  - 第二章 常勤の職員及び短時間勤務職員の給与の種類及び基準(第二条―第二十二条)
  - 第三章 会計年度任用職員の給与の種類及び基準(第二十三条―第二十七条)
  - 第四章 雑則(第二十八条)
- 附則

#### 第一章 総則

第一条の次に次の章名を付する。

#### 第二章 常勤の職員及び短時間勤務職員の給与の種類及び基準

第二条第一項中「(臨時の職員を除く。)」を削る。

第二十二条を次のように改める。

(再任用職員についての適用除外)

第二十二条 第四条、第四条の三、第五条の二及び第十八条の規定は、法第二十八条の四第一項又は

第二十八条の五第一項の規定により採用された職員には適用しない。

第二十二条の次に次の章名を付する。

#### 第三章 会計年度任用職員の給与の種類及び基準

第二十三条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与の種類)

第二十三条 法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者で法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)であるものの給与は、給料及び手当とする。

2 法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(第二十五条第一項において「フルタイム会計年度任用職員」という。)の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

3 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当とする。

第二十四条を第二十八条とし、第二十三条の次に次の四条及び章名を加える。

(会計年度任用職員の期末手当)

第二十四条 会計年度任用職員に係る期末手当は、会計年度任用職員基準日(任命権者が定める日という。)に在職する会計年度任用職員(任命権者が定める者を除く。)に対して、会計年度任用職員支給日(任命権者が定める日という。)に支給する。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、会計年度任用職員に係る期末手当について準用する。この場合において、同項中「支給日」とあるのは「第二十四条第一項に規定する会計年度任用職員支給日」と、「職員で」とあるのは「第二十三条第一項に規定する会計年度任用職員で」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の退職手当)

第二十五条 フルタイム会計年度任用職員(任命権者が定める者を除く。)が退職したときには、退職手当を支給する。

2 第十八条第二項から第四項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員に係る退職手当について準用する。この場合において、同条第二項中「職員」とあるのは「第二十三条第二項に規定するフルタイム会計年度任用職員」と、同条第三項中「勤続期間十二月以上(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして任命権者が定めるものにあつては、六月以上)で退職した職員が」とあるのは「第二十三条第二項に規定するフルタイム会計年度任用職員(任命権者が定める者を除く。)が」と読み替えるものとする。

(会計年度任用職員の給与額決定の基準)

第二十六条 会計年度任用職員の給与の額は、職員の給与に関する条例等により定められる会計年度任用職員の給与の額を基準とし、作業の実態を考慮して定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与の細目)

第二十七条 この章に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項は、任命権者が定める。

2 第二十三条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が定める会計年度任用職員の給与に関しては、その職務の特殊性等を考慮して任命権者が別に定めるところによる。

#### 第四章 雑則

(仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年仙台市条例第七号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

#### 目次

第一章 総則(第一条)

第二章 常勤の職員等の給与の種類及び基準(第二条―第二十四条)

第三章 会計年度任用職員の給与の種類及び基準(第二十五条―第二十九条)

第四章 雑則(第三十条)

## 附則

### 第一章 総則

第一条の次に次の章名を付する。

### 第二章 常勤の職員等の給与の種類及び基準

第二条第一項中「(臨時の職員を除く。)」を削る。

第二十三条を次のように改める。

(非常勤職員の給与)

第二十三条 非常勤の職員(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。))及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)については、職員の給与との権衡を考慮して管理者が定める給与を支給する。

第二十五条を第三十条とし、第二十四条の次に次の一章及び章名を加える。

### 第三章 会計年度任用職員の給与の種類及び基準

(会計年度任用職員の給与の種類)

第二十五条 企業職員で会計年度任用職員であるものの給与は、給料及び手当とする。

2 地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員(第二十七条第一項において「フルタイム会計年度任用職員」という。))の給与の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

3 地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員の給与の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当とする。  
(会計年度任用職員の期末手当)

第二十六条 会計年度任用職員に係る期末手当は、会計年度任用職員基準日(管理者が定める日をいう。))に在職する会計年度任用職員(管理者が定める者を除く。))に対して、会計年度任用職員支給日(管理者が定める日をいう。))に支給する。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、会計年度任用職員に係る期末手当について準用する。この場合において、同項中「支給日」とあるのは「第二十六条第一項に規定する会計年度任用職員支給日」と、「職員で」とあるのは「第二十三条に規定する会計年度任用職員で」と読み替えるものとする。  
(フルタイム会計年度任用職員の退職手当)

第二十七条 フルタイム会計年度任用職員(管理者が定める者を除く。))が退職したときには、退職手当を支給する。

2 第十九条第二項から第四項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員に係る退職手当について準用する。この場合において、同条第二項中「職員」とあるのは「第二十五条第二項に規定するフルタイム会計年度任用職員」と、同条第三項中「勤続期間十二月以上(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして管理者が定めるものにあつては、六月以上)で退職した職員が」とあるのは「第二十五条第二項に規定するフルタイム会計年度任用職員(管理者が定める者を除く。))が」と読み替えるものとする。



(会計年度任用職員の給与額決定の基準)

第二十八条 会計年度任用職員の給与の額は、職員の給与に関する条例等により定められる会計年度任用職員の給与の額を基準とし、企業の特異性及び実態を考慮して定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与の細目)

第二十九条 この章に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項は、管理者が定める。

2 第二十五条から前条までの規定にかかわらず、管理者が定める会計年度任用職員の給与については、その職務の特異性等を考慮して管理者が別に定めるところによる。

#### 第四章 雑則

#### 附則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

#### 理由

地方公務員法の改正を考慮し、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第二十九号議案

### 仙台市職員退職手当条例の一部を改正する条例

仙台市職員退職手当条例の一部を改正する条例

仙台市職員退職手当条例（昭和二十八年仙台市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十二條」に改める。

第二条中「を除く。」を「及び第一号から第三号までに掲げる者を除く。」又は法第二十二條の第二項第二号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）（第二号から第四号までに掲げる者を除く。）に改め、「ただし、次に掲げる者を除く。」を削り、同条に次の一号を加える。

四 フルタイム会計年度任用職員として勤務した日（任命権者が定める日を含む。）が十八日以上ある月が引き続き六十月を超えるに至らない者

第八条第一項中「第二條各号」を「第二條第一号から第三号まで」に改め、同条第五項中「第十九條第二項」を「第十九條第四項」に改める。

第九条を次のように改める。

（臨時の職員等の一般の退職手当）

第九条 第二条の三から前条までの規定にかかわらず、臨時の職員及びフルタイム会計年度任用職員の退職手当の額は、常勤の職員（臨時の職員を除く。）の退職手当を考慮しつつ、それぞれその職務の内容、責任の軽重、勤務の形態等を勘案して任命権者が定めるところによる。

第十条中「一般の退職手当に」を「一般の退職手当（臨時の職員及びフルタイム会計年度任用職員にあっては、前条の規定により定められた退職手当。以下この条において同じ。）に」に改める。

第十条の二第一項中「一般の退職手当等の額を」を「一般の退職手当等（臨時の職員及びフルタイム会計年度任用職員にあっては、第九条の規定により定められた退職手当及び前条の規定による退職手当。以下同じ。）の額を」に改め、同条第二項中「与えられた日」の下に「（フルタイム会計年度任用職員にあっては、任命権者が定める日）」を加える。

第十三条第一項第二号中「基礎在職期間」の下に「（臨時の職員及びフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該臨時の職員又は当該フルタイム会計年度任用職員としての引き続きいた在職期間（当該臨時の職員又は当該フルタイム会計年度任用職員となった日から退職の日までの期間をいう。）。以下同じ。）」を加え、同条第二項第二号中「引き続きいた在職期間」の下に「（臨時の職員及びフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該臨時の職員又は当該フルタイム会計年度任用職員としての引き続きいた在職期間（当該臨時の職員又は当該フルタイム会計年度任用職員となった日から退職の日までの期間をいう。）。以下同じ。）」を加える。

第十九条第一項中「職員が」を「職員（臨時の職員及びフルタイム会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）が」に改め、「再び」を削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 臨時の職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、

その者が退職の日又はその翌日に職員（フルタイム会計年度任用職員を除く。）となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

- 3 フルタイム会計年度任用職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日にフルタイム会計年度任用職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。  
第二十二条を削り、第二十三条を第二十二条とする。

#### 附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

#### 理 由

地方公務員法及び地方自治法の改正を考慮し、会計年度任用職員等の退職手当に関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十号議案

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。  
第十一条中「介護休暇」を「家庭支援休暇」に改める。

第十五条の見出しを「家庭支援休暇」に改め、同条第一項中「介護休暇」を「家庭支援休暇」に、「又は」を「若しくは」に、「以下この項」を「次項第一号」に、「任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において」を「又は不妊治療を受けるために」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 家庭支援休暇の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 職員が要介護者の介護をするために家庭支援休暇を取得する場合 任命権者が職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次条第一項において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間
- 二 職員が不妊治療を受けるために家庭支援休暇を取得する場合 任命権者が別に定めるところにより必要と認められる期間

第十五条第三項中「介護休暇」を「家庭支援休暇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第十五条第一項の規定により承認を受けた介護休暇は、改正後の第十五条第一項の規定により承認を受けた家庭支援休暇とみなす。この場合において、改正前の第十五条第一項の規定により指定した期間は、改正後の第十五条第二項第一号の規定により指定した期間とみなす。

理 由

介護又は不妊治療のための家庭支援休暇に関し必要な事項を定めるとともに、介護休暇を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十一号議案

### 仙台市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

仙台市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

仙台市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第四百条第四項第二号」を「第四百条第七項第二号」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第四条第二号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第四百条第四項第二号の規定により旧学校教育法第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第九十一条に規定する専攻科及び旧学校教育法第九十七条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

理由

学校教育法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十二号議案

### 特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十項中「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改める。

#### 附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

#### 理由

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における教育長の給料月額を減額するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十二号議案

### 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例（昭和三十一年仙台市条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

理由

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における市長等の給料月額を減額するとともに、市長及び副市長の地域手当の支給割合の特例を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十四号議案

### 仙台市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険事業財政調整基金条例（昭和四十一年仙台市条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（積立て）

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

第五条を次のように改める。

（処分）

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため必要な場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

毎年度基金として積み立てる額を予算で定める額の範囲内の額とし、基金を処分した場合における再積立てに関する規定を削るとともに、基金を処分することができる場合を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



# 第四十五号議案

## 仙台市交通指導隊条例の一部を改正する条例

仙台市交通指導隊条例の一部を改正する条例

仙台市交通指導隊条例（昭和六十二年仙台市条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

七 仙台市若林地区交通指導隊

第四条第一項中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同項第一号及び同条第二項中「六十五歳」を「七十歳」に改める。

別表職務報酬の項中

年額	五八、〇〇〇円
年額	四九、〇〇〇円
年額	四四、〇〇〇円
年額	四一、〇〇〇円
年額	三八、〇〇〇円

を

年額	七九、〇〇〇円
年額	六四、〇〇〇円
年額	五六、〇〇〇円
年額	五〇、〇〇〇円
年額	四一、〇〇〇円

に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

理 由

若林地区交通指導隊を設置し、隊員の職務報酬の額を改定するとともに、その委嘱に係る年齢の要件を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十六号議案

### 仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険条例（昭和三十八年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。  
第十四条の五中「五十八万円」を「六十一万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十四条の五の規定は、平成三十一年度分の保険料から適用し、平成三十年分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法施行令の改正を考慮し、基礎賦課額の限度額を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十七号議案

### 仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年仙台市条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五号中「者」の下に「（これらの学科又はこれらに相当する課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

#### 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、一定の学科等を修めて専門職大学の前期課程を修了した者であつて都道府県知事が行う研修を修了したものを放課後児童支援員とすることができるとするため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四十八号議案

仙台市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

仙台市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

第一条 仙台市中央卸売市場業務条例（昭和四十六年仙台市条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表一の表冷蔵庫使用料甲の項中「甲」を「F級」に改め、同表冷蔵庫使用料乙の項中「乙」を「C級」に、「七五四、二七二円」を「二、二二九、〇四〇円」に改める。

第二条 仙台市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項第十四号及び第五十三条第三項中「百分の百八を乗じて得た」を「消費税額等を加えた」に改める。

第五十七条第一項中「卸売金額」を「せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る金額に百分の百十を乗じて得た額」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第六十九条関係）

一 本場

種	別		金 額
	面積割使用料	売上高割使用料	
卸売業者市場使用料	面積割使用料		せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る金額に百分の百十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
		売上高割使用料	売場面積一平方メートルにつき 低温売場 一月 一、一三五円 その他の売場 一月 一七二円
仲卸業者市場使用料	面積割使用料		第四十九条第二項ただし書の規定により買入れた生鮮食品等の販売金額（消費税額等を除く額とする。）に百分の百十を乗じて得た額に千分の三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
		売上高割使用料	売場面積一平方メートルにつき 一月 一、〇三〇円
関連事業者市場使用料	売上高割使用料		せり売若しくは入札の方法又は相対取引に係る金額（生鮮食品等で市長が許可するものの卸売に限る。）に百分の百十を乗じて得た額に千分の三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、

種 別	金 額	
	一月	一月
事務室使用料	一月	一、一八八円
倉庫使用料	一月	五五四円
冷蔵庫使用料	一月	六八七、五〇〇円
製氷施設使用料	一月	一、二五八、五一九円
処理加工所使用料	一月	七九二円
買荷保管積込所使用料	一月	九六四円
配送センター・加工場使用料	一月	六三四円
福利厚生施設（体育館）使用料	一月	三二六、八〇〇円
天然ガススタンド使用料	一月	二二六、六〇〇円
土地使用料	一月	一〇六円

二 食肉市場

種 別	金 額	
	甲	乙
	一月	一月
卸売業者市場使用料	一月	三九六、〇〇〇円
事務室使用料	一月	二一〇円
冷蔵庫使用料	一月	八〇九円
懸肉室使用料	一月	九〇五円
加工場使用料	一月	四、六四六、四〇〇円
食肉衛生検査室使用料	一月	三七一、二五〇円
土地使用料	一月	七七円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日前において市長が定める日から施行する。ただし、第二条及び

附則第三項の規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の仙台市中央卸売市場業務条例別表一の表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の仙台市中央卸売市場業務条例別表の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理由

中央卸売市場本場の冷蔵庫使用料の上限額を改定するとともに、消費税法及び地方税法の改正を考慮し中央卸売市場の使用料の上限額を改定する等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十九号議案

### 仙台市観光交流施設条例の一部を改正する条例

仙台市観光交流施設条例の一部を改正する条例

仙台市観光交流施設条例（平成十二年仙台市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表バンガロー（二十人用）宿泊の項中「一〇、三〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改め、同表ランプの項中「五七〇円」を「五八〇円」に改め、別表第一の二の表多目的ルームの項中「八〇〇円」を「八一〇円」に改め、同表備考第二号中「一円」を「十円」に、「これを切り捨てる。」を「その端数を切り捨てた額」に改め、同表を別表第一の三の表とし、別表第一の一の表の次に次の一表を加える。

二 仙台市秋保ビジターセンター

利用区分	使用料
シャワー	一回につき 一〇〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一の表の改正規定及び別表第一の二の表の改正規定（同表を別表第一の三の表とする部分を除く。）並びに次項の規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第一の一の表及び三の表の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後になされた利用の許可に係る使用料について適用し、同日前になされた利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

秋保ビジターセンターの使用料を定めるとともに、消費税法及び地方税法の改正を考慮し秋保二口キャンプ場及びせんだい秋保文化の里センターの使用料を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十号議案

### 仙台国際センター条例の一部を改正する条例

仙台国際センター条例の一部を改正する条例

第一条 仙台国際センター条例（平成三年仙台市条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表一イの表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 大ホール及び会議室

施設名	利用時間		
	午前 (午前九時～正午)	午後 (午後一時～午後五時)	夜間 (午後六時～午後九時三十分)
大ホール	六〇、八〇〇円	八〇、九〇〇円	七〇、八〇〇円
大会議室一	五九、一〇〇円	七八、八〇〇円	六九、〇〇〇円
大会議室二	五五、五〇〇円	七三、九〇〇円	六四、七〇〇円
中会議室一	三一、〇〇〇円	四一、三〇〇円	三六、二〇〇円
中会議室二	一八、三〇〇円	二四、四〇〇円	二一、三〇〇円
小会議室一	一六、一〇〇円	二一、五〇〇円	一八、九〇〇円
小会議室二	一六、一〇〇円	二一、五〇〇円	一八、九〇〇円
小会議室三	九、四〇〇円	一二、五〇〇円	一一、〇〇〇円
小会議室四	一一、三〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、二〇〇円
小会議室五	一一、三〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、二〇〇円
小会議室六	一一、三〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、二〇〇円
小会議室七	一一、三〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、二〇〇円
小会議室八	一五、五〇〇円	二〇、六〇〇円	一八、一〇〇円

別表一ロの表展示・レセプションホールの項中「一九、七〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改め、別表一ハの表応接室の項中「八〇〇円」を「八一〇円」に改め、別表二イの表中「二六、〇〇〇円」を「二六、四〇〇円」に改め、別表二ロの表中備考以外の部分を次のように改める。

ロ 会議室及び多目的室

利用区分	利用時間		
	午前 (午前九時～正午)	午後 (午後一時～午後五時)	夜間 (午後六時～午後九時三十分)
会議室一	二七、六〇〇円	三六、七〇〇円	三三、一〇〇円
会議室二	二七、六〇〇円	三六、七〇〇円	三三、一〇〇円
会議室三	二七、八〇〇円	三六、九〇〇円	三三、三〇〇円



多目的室一	区分して利用する場合	一七、〇〇〇円	二二、六〇〇円	一九、八〇〇円
	全部を利用する場合	二七、八〇〇円	三六、九〇〇円	三二、三〇〇円
多目的室二	区分して利用する場合	一七、〇〇〇円	二二、六〇〇円	一九、八〇〇円
	全部を利用する場合	二七、八〇〇円	三六、九〇〇円	三二、三〇〇円
多目的室三	区分して利用する場合	一七、〇〇〇円	二二、六〇〇円	一九、八〇〇円
	全部を利用する場合	二七、八〇〇円	三六、九〇〇円	三二、三〇〇円
多目的室四	区分して利用する場合	一七、〇〇〇円	二二、六〇〇円	一九、八〇〇円
	全部を利用する場合	二七、八〇〇円	三六、九〇〇円	三二、三〇〇円
多目的室一	区分して利用する場合	七、八〇〇円	一〇、三〇〇円	九、〇〇〇円
多目的室二	区分して利用する場合	七、八〇〇円	一〇、三〇〇円	九、〇〇〇円
多目的室三	区分して利用する場合	七、八〇〇円	一〇、三〇〇円	九、〇〇〇円
多目的室四	区分して利用する場合	七、八〇〇円	一〇、三〇〇円	九、〇〇〇円

第二条 仙台国際センター条例の一部を次のように改正する。

別表一イの表中「及び会議室」を「、会議室及び展示・レセプションホール」に、

「	小会議室八	一五、五〇〇円	二〇、六〇〇円	一八、一〇〇円	」
---	-------	---------	---------	---------	---

を

「	小会議室八	一五、五〇〇円	二〇、六〇〇円	一八、一〇〇円	」
「	展示・レセプションホール	六〇、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	」

に改め、同表備考第二号中「額」の下に「その額に」を加え、「生じた」を「ある」に、「これを百円に切り上げる。」を「その端数を百円に切り上げた額」に改め、同表備考第四号を同表備考第五号とし、同表備考第三号を同表備考第四号とし、同表備考第二号の次に次の一号を加える。

三 展示・レセプションホールの一部を利用する場合の基準額は、当該利用する割合に応じた計算した額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を十円に切り上げた額）とする。

別表一口の表を次のように改める。

口 その他の施設

施設名	利用時間		
	午前 (午前九時～正午)	午後 (午後一時～午後五時)	夜間 (午後六時～午後九時三十分)
控室	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円
舞台事務室	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円
展示・レセプションホールの厨房	一三、二〇〇円	一七、六〇〇円	一五、四〇〇円
和室	一一、四〇〇円	一五、二〇〇円	一三、三〇〇円
応接室	二、四〇〇円	三、二〇〇円	二、八〇〇円
特別応接室	三、六〇〇円	四、八〇〇円	四、二〇〇円
備考	一 次のイからハまでに掲げる利用時間に係る基準額は、それぞれイからハまでに掲げ		

る額とする。

イ 午前九時から午後五時まで 午前の欄及び午後の欄に掲げる額の合計額

ロ 午後一時から午後九時三十分まで 午後の欄及び夜間の欄に掲げる額の合計額

ハ 午前九時から午後九時三十分まで 午前の欄、午後の欄及び夜間の欄に掲げる額の合計額

二 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合（前号の場合を除く。）における基準額は、その利用が午前九時以前又は正午から午後一時までのときは午前の欄に、午後五時から午後六時までのときは午後の欄に、午後九時三十分以降のときは夜間の欄にそれぞれ掲げる額を時間割りして計算した額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を百円に切り上げた額）とする。この場合において、その利用時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。

三 附帯設備の利用に係る基準額は、市長が定める。

四 暖房及び冷房の利用に係る基準額は、市長が定める。

別表一ハの表を削り、別表二イの表及びロの表を次のように改める。

イ 展示室、会議室及び多目的室

利用区分	利用時間			
	午前 (午前九時～正午)	午後 (午後一時～午後五時)	夜間 (午後六時～午後九時三十分)	
展示室一	七九、二〇〇円	一〇五、六〇〇円	九二、四〇〇円	
展示室二	七九、二〇〇円	一〇五、六〇〇円	九二、四〇〇円	
展示室三	七九、二〇〇円	一〇五、六〇〇円	九二、四〇〇円	
会議室一	二七、六〇〇円	三六、七〇〇円	三二、一〇〇円	
会議室二	二七、六〇〇円	三六、七〇〇円	三二、一〇〇円	
会議室三	全部を利用する場合	二七、八〇〇円	三六、九〇〇円	三二、三〇〇円
		区分して利用する場合	一七、〇〇〇円	二二、六〇〇円
会議室四	全部を利用する場合	二七、八〇〇円	三六、九〇〇円	三二、三〇〇円
		区分して利用する場合	一七、〇〇〇円	二二、六〇〇円
多目的室一	七、八〇〇円	一〇、三〇〇円	九、〇〇〇円	
多目的室二	七、八〇〇円	一〇、三〇〇円	九、〇〇〇円	

備考

一 次のイからハまでに掲げる利用時間に係る基準額は、それぞれイからハまでに掲げ

利用時間	午前	午後	夜間
	(午前九時～正午)	(午後一時～午後五時)	(午後六時～午後九時三十分)
施設名			
控室	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円
パントリー	七、八〇〇円	一〇、四〇〇円	九、一〇〇円
備考	<p>一 次のイからハまでに掲げる利用時間に係る基準額は、それぞれイからハまでに掲げる額とする。</p> <p>イ 午前九時から午後五時まで 午前の欄及び午後の欄に掲げる額の合計額</p> <p>ロ 午後一時から午後九時三十分まで 午後の欄及び夜間の欄に掲げる額の合計額</p> <p>ハ 午前九時から午後九時三十分まで 午前の欄、午後の欄及び夜間の欄に掲げる額の合計額</p> <p>二 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合（前号の場合を除く。）における基準額は、その利用が午前九時以前又は正午から午後一時までのときは午前の欄に、午後五時から午後六時までのときは午後の欄に、午後九時三十分以降のときは夜間の欄にそれぞれ掲げる額を時間割りして計算した額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を百円に切り上げた額）とする。この場合において、その利用時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。</p> <p>三 附帯設備の利用に係る基準額は、市長が定める。</p> <p>四 暖房及び冷房の利用に係る基準額は、市長が定める。</p>		

ロ その他の施設

利用時間	午前	午後	夜間
	(午前九時～正午)	(午後一時～午後五時)	(午後六時～午後九時三十分)
施設名			
控室	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、四〇〇円
パントリー	七、八〇〇円	一〇、四〇〇円	九、一〇〇円
備考	<p>一 次のイからハまでに掲げる利用時間に係る基準額は、それぞれイからハまでに掲げる額とする。</p> <p>イ 午前九時から午後五時まで 午前の欄及び午後の欄に掲げる額の合計額</p> <p>ロ 午後一時から午後九時三十分まで 午後の欄及び夜間の欄に掲げる額の合計額</p> <p>ハ 午前九時から午後九時三十分まで 午前の欄、午後の欄及び夜間の欄に掲げる額の合計額</p> <p>二 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合（前号の場合を除く。）における基準額は、その利用が午前九時以前又は正午から午後一時までのときは午前の欄に、午後五時から午後六時までのときは午後の欄に、午後九時三十分以降のときは夜間の欄にそれぞれ掲げる額を時間割りして計算した額（その額に百円未満の端数があるときは、その端数を百円に切り上げた額）とする。この場合において、その利用時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。</p> <p>三 附帯設備の利用に係る基準額は、市長が定める。</p> <p>四 暖房及び冷房の利用に係る基準額は、市長が定める。</p>		

別表二ハの表を削る。

## 附 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

### 理 由

消費税法及び地方税法の改正を考慮し会議棟及び展示棟の利用料金の基準額を改定するとともに、展示・レセプションホール等の利用料金の基準額を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十一号議案

### 仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第十号中「第三条」を「第十三条」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「共同住宅」の下に「若しくは老人ホーム等」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号中「（以下この号）を」（以下この項及び次条）に改め、「共同住宅」の下に「若しくは老人ホーム等」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（次条において「宅配ボックス設置部分」という。）の床面積（当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計の百分の一を限度とする。）

第六条第一号中「共同住宅」の下に「又は老人ホーム等」を加え、「又は貯水槽設置部分」を「貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分」に改め、同条第二号中「共同住宅」の下に「又は老人ホーム等」を加え、「及び貯水槽設置部分」を「貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分」に改め、同条第三号中「又は貯水槽設置部分」を「貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分」に、「ホマデ」を「へまで」に改め、同号に次のように加える。

へ 宅配ボックス設置部分 百分の一

別表第二富沢駅周辺地区整備計画区域幹線道路地区の項エ中「別表」を「別表第一」に改め、同表あすと長町北部地区整備計画区域社の広場周辺B地区の項中

<p>「ケ キャンペー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>コ 1階（都市計画広場第1号社の広場の境界線までの距離が20メートル以下の範囲内の建築物又は建築物の部分に限る。）を店舗、飲食店その他これらに類するもの以外の用途（仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例（昭和62年仙台市条例第12号）第2条第2号に規定する自転車等駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）を除く。）に供するも</p>	<p>「ケ 1階（都市計画広場第1号社の広場の境界線までの距離が20メートル以下の範囲内の建築物又は建築物の部分に限る。）を劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、テレビスタジオその他これらに類するもの以外の用途（仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例（昭和62年仙台市条例第12号）第2条第2号に規定する自転車等駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）を除く。）に供するもの</p>
---	--

の  
ナ 店舗型性風俗特殊営業を営むもの

ロ キャンペー、料理店、ナイトクラブ、  
ダンスホールその他これらに類するもの  
ナ 店舗型性風俗特殊営業を営むもの

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

あすと長町北部地区計画の区域内の建築物に関する制限の内容を変更するとともに建築基準法及び建築基準法施行令の改正に伴い容積率の算定の基礎となる建築物の延べ面積の算定方法を改める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十二号議案

### 仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市建築基準法の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第十一条第一項第一号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項第十号中「十八万円」の下に「（法第四十八条第十六項第一号に該当する場合にあっては十二万円、同項第二号に該当する場合にあっては十四万円）」を加え、同項第十四号中「第五十三条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第十五号中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同項中第四十五号を第四十九号とし、第四十四号を第四十八号とし、第四十三号の次に次の四号を加える。

四十四 法第八十七条の二第一項の規定に基づく全 既存の一の建築物に係る用途の変更に伴う二以上の工事の全体計画  
体計画の認定 認定申請手数料

四十五 法第八十七条の二第二項において準用する 既存の一の建築物に係る用途の変更に伴う二以上の工事の全体計画  
法第八十六条の八第三項の規定に基づく全体計画 変更認定申請手数料

四十六 法第八十七条の三第五項の規定に基づく用 建築物の用途の変更による興行場  
途の変更による興行場等としての使用に係る許可 等としての使用に係る許可申請手  
数料

興行場等の  
床面積の合  
計が百平方  
メートル以  
内の場合に  
あっては四  
万円、百平  
方メートル  
を超え五百  
平方メート  
ル以内の場合に  
あっては八万円、  
五百平方メ  
ートルを超  
える場合に

あつては十  
二万円

四十七 法第八十七条の三第六項の規定に基づく用 建築物の用途の変更による特別興  
途の変更による特別興行場等としての使用に係る 行場等としての使用に係る許可申  
許可 請手数料  
の合計が百  
平方メートル  
以内の場合  
合にあつて  
は八万円、  
百平方メー  
トルを超え  
五百平方メ  
ートル以内  
の場合にあ  
つては十二  
万円、五百  
平方メート  
ルを超える  
場合にあつ  
ては十六万  
円

## 附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

### 理 由

建築基準法の改正を考慮し用途地域における建築等許可申請手数料を改定するとともに建築物の用途の変更による興行場等としての使用に係る許可申請手数料等を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五十三号議案

### 仙台市消防団員に関する条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員に関する条例の一部を改正する条例

仙台市消防団員に関する条例（昭和二十八年仙台市条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分を次のように改める。

非常勤の消防団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから任命する。

第三条第二号中「であること」を削り、同条を同条第三号とし、同条第一号中「であること」を削り、同条を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者（既に消防団に属する者を除く。）

別表職務報酬班長の項中「三一、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に改め、同表職務報酬団員の項中「二八、五〇〇円」を「三三、〇〇〇円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### 理 由

非常勤の消防団員のうち班長及び団員の職務報酬を改定するとともに、非常勤の消防団員の任用資格を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十四号議案

### 仙台市水道事業給水条例の一部を改正する条例

仙台市水道事業給水条例の一部を改正する条例

仙台市水道事業給水条例（昭和三十四年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条、第二十七条の四、第三十条第一項、第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項中「百分の百八」を「百分の百十」に改める。

第四十五条第二号中「卒業した後」の下に「(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「同項第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、第四十五条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二十七条及び第三十条第一項の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して供給している水道の使用で施行日以後初めて水道料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る水道料金については、なお従前の例による。

3 改正後の第三十三条の二第二項の規定は、施行日以後に支払を受ける権利が確定される水道加入金について適用し、施行日前に支払を受ける権利が確定される水道加入金については、なお従前の例による。

4 改正後の第三十三条の三第二項の規定は、施行日以後に支払を受ける権利が確定される開発負担金について適用し、施行日前に支払を受ける権利が確定される開発負担金については、なお従前の例による。

理 由

消費税法及び地方税法の改正を考慮し水道料金、水道加入金及び開発負担金を改定するとともに、水道法施行令の改正に伴い所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十五号議案

### 仙台市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年仙台市条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

理 由

診療科目の名称を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第 56 号議案

### 指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
仙台市大竹児童館	仙台市青葉区大町二丁目12番1号 公益財団法人仙台ひと・まち交流財団	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
仙台市川前児童館		
仙台市南光台児童館		
仙台市根白石児童館		
仙台市八乙女児童館		
仙台市将監西児童館		
仙台市片平児童館		
仙台市東中田児童館		
仙台市六郷児童館		
仙台市茂庭台児童館		
仙台市大沢児童館		
仙台市水の森児童館		
仙台市沖野児童館		
仙台市若林児童館		
仙台市八幡児童館		
仙台市貝ヶ森児童館		
仙台市東部児童館		
仙台市幸町児童館		
仙台市高砂児童館		

仙台市折立児童館
仙台市中山児童館
仙台市吉成児童館
仙台市遠見塚児童館
仙台市湯元児童館
仙台市鶴ヶ谷西児童館
仙台市長町南児童館
仙台市柳生児童館
仙台市向山児童館
仙台市長町児童館
仙台市田子児童館
仙台市郡山児童館
仙台市上杉児童館
仙台市古城児童館
仙台市八木山南児童館
仙台市柊江児童館
仙台市東六番丁児童館
仙台市中野栄児童館
仙台市八木山児童館
仙台市七郷児童館
仙台市南材木町児童館
仙台市大和児童館
仙台市福室児童館
仙台市台原児童館
仙台市蒲町児童館


仙台市中田児童館
仙台市木町通児童館
仙台市岡田児童館
仙台市西中田児童館
仙台市泉ヶ丘児童センター
仙台市南光台東児童センター
仙台市鶴が丘児童センター
仙台市長命ヶ丘児童センター
仙台市将監児童センター
仙台市高森児童センター
仙台市加茂児童センター
仙台市寺岡児童センター
仙台市南中山児童センター
仙台市虹の丘児童センター
仙台市七北田児童センター
仙台市館児童センター
仙台市松陵児童センター

仙台市住吉台児童センター	
仙台市高森東児童センター	
仙台市北中山児童センター	
仙台市桂児童センター	

## 第 57 号議案

### 包括外部監査契約の締結に関する件

包括外部監査契約を次のとおり締結することにつき、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議決を求める。

- |            |   |
|------------|---|
| 1 契約の内容    | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告   |
| 2 契約の期間の始期 | 平成31年4月1日   |
| 3 契約金額     | 15,000,000円を上限とする額  |
| 4 費用の支払方法  | 契約の期間における最後の監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、相手方から請求があり、必要と認められる場合は、概算払をすることができる。                         |
| 5 契約の相手方   | <br>公認会計士 成田 孝行 |



## 第 58 号議案

### 市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

#### 1 認定するもの

路 線 名	起 終 点
藤 塚 貞 山 堀 線	仙台市若林区藤塚字屋敷38番 同 54番
種 次 藤 塚 線	仙台市若林区藤塚字沼田44番 5 同 藤塚字牛道下 5 番 1
高 玉 石 止 線	仙台市泉区高玉町11番 1 同 市名坂字石止86番15
菅 間 官 林 1 号 線	仙台市泉区七北田字菅間官林 6 番10 同 6 番48

#### 2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点
藤 塚 貞 山 堀 線	仙台市若林区藤塚字屋敷38番 同 50番
藤 塚 中 島 線	仙台市若林区藤塚字屋敷21番 同 藤塚字牛道下45番 1
藤 塚 屋 敷 線	仙台市若林区藤塚字屋敷16番 同 21番
藤 塚 町 通 線	仙台市若林区藤塚字屋敷 6 番 1 同 26番
牛 道 下 土 手 下 線	仙台市若林区藤塚字一本松117番 5 同 121番
種 次 藤 塚 線	仙台市若林区藤塚字沼田40番 1 同 藤塚字屋敷 1 番 1
高 玉 1 号 線	仙台市泉区高玉町11番 1 同 11番 1

## 第 59 号議案

### 仙台市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関する件

仙台市固定資産評価審査委員会の委員千葉芳信，永山勝教及び高橋直子は平成31年 3 月31日に任期を満了するので，別紙の者を後任の委員に選任することにつき，地方税法第423条第 3 項の規定により，同意を求める。

※上記別紙の者は，千葉芳信，高橋直子及び菅原亨

## 第 60 号議案

### 仙台市土地利用審査会の委員の任命に関する件

仙台市土地利用審査会の委員内田美穂、菅野育男、佐々木真理、内藤千香子及び平野勝也は平成31年3月31日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に任命することにつき、国土利用計画法第39条第4項及び第44条の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、佐々木真理、平野勝也、藤澤和明、丸尾容子及び丸山水穂

## 第 61 号議案

### 宮城県公安委員会の委員の推薦に関する件

宮城県公安委員会の委員相澤博彦は平成31年4月20日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に推薦することにつき、警察法第39条第1項ただし書の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、相澤博彦

## 第 62 号議案

### 人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、竹内久子，竹川訓由，丹野圭子，繁野みど里，増田友，山田誠司，飯村俊幸及び菅原一郎